

令和 7 年 12 月 1 日

令和 7 年 第 5 回
糸魚川市議会定例会提出議案

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案番号	件名
79	糸魚川市行政組織条例の制定について
80	糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
81	糸魚川市職員の旅費に関する条例の制定について
82	糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
83	糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
84	糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
85	糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
86	糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例の制定について
87	公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
88	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
89	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
90	糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
91	糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
92	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
93	糸魚川市定住自立圏形成方針の変更について
94	損害賠償額の決定及び和解について
95	指定管理者の指定について（能生マリンホール）
96	糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
97	糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
98	糸魚川市駅北復興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
99	糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
100	市の区域内に新たに生じた土地の確認について
101	市の区域内に新たに生じた土地の確認について
102	字の変更について
103	字の変更について
104	指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）

105	指定管理者の指定について（マリンミュージアム海洋）
106	指定管理者の指定について（能生海洋公園）
107	指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）
108	指定管理者の指定について（グリーンメッセ能生）
109	指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部）
110	指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部）
111	指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部）
112	指定管理者の指定について（糸魚川市親不知ピアパーク施設のうち親不知交流センター）
113	糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定について
114	指定管理者の指定について（糸魚川市健康づくりセンター）
115	令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）
116	令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
117	令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
118	令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
119	令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
120	令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第1号）
121	令和7年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）
122	令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）
123	令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
124	令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）
諮問	
3	人権擁護委員候補者の推薦について
4	人権擁護委員候補者の推薦について
報告	
18	専決処分の報告について（50万円以下の損害賠償額の決定及び和解）

議案第79号

糸魚川市行政組織条例の制定について

糸魚川市行政組織条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

行政組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

糸魚川市行政組織条例

糸魚川市行政組織条例（平成17年糸魚川市条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる課を設ける。

- (1) 総務課
- (2) 危機管理課
- (3) 企画課
- (4) 財政課
- (5) 市民生活課
- (6) 税務保険課
- (7) 健康増進課
- (8) 福祉事務所
- (9) 地域協働課
- (10) 産業労働課
- (11) 観光課
- (12) 農林水産課
- (13) 都市建設課

（分掌事務）

第2条 前条各号に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務課
 - ア 文書及び法規に関すること。
 - イ 庁舎及び車両の維持管理に関すること。
 - ウ 職員人事に関すること。
 - エ 人権に関すること。
 - オ 他の課に属さない事務に関すること。
- (2) 危機管理課
 - ア 防災に関すること。

イ 消防団に関する事。

(3) 企画課

ア 総合計画に関する事。

イ 総合的施策の企画及び調整に関する事。

ウ 人口減少に関する事。

エ 広報及び広聴に関する事。

オ 情報公開及び個人情報の保護に関する事。

カ デジタル改革に関する事。

キ 統計調査に関する事。

ク 秘書に関する事。

ケ 特命事項に関する事。

(4) 財政課

ア 財政に関する事。

イ 財産の管理に関する事。

ウ 入札、契約、工事検査等に関する事。

エ 行政改革に関する事。

オ 土地開発公社に関する事。

(5) 市民生活課

ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。

イ 印鑑登録に関する事。

ウ 住居表示に関する事。

エ 火葬に関する事。

オ 消費者行政に関する事。

カ 交通安全に関する事。

キ 防犯に関する事。

ク 生活環境及び環境保全に関する事。

ケ 廃棄物に関する事。

コ 新エネルギーに関する事。

(6) 税務保険課

- ア 市税等に関する事。
 - イ 国民健康保険に関する事。
 - ウ 後期高齢者医療に関する事。
 - エ 国民年金に関する事。
- (7) 健康増進課
- ア 地域医療対策に関する事。
 - イ 健康づくりに関する事。
 - ウ 保健衛生及び感染症予防に関する事。
 - エ 食生活改善及び栄養指導に関する事。
 - オ 成人保健に関する事。
 - カ 診療所に関する事。
- (8) 福祉事務所
- ア 生活保護に関する事。
 - イ 高齢者福祉に関する事。
 - ウ 障害者福祉に関する事。
 - エ 社会福祉に関する事。
 - オ 介護保険に関する事。
- (9) 地域協働課
- ア 地域振興に関する事。
 - イ 市民活動に関する事。
 - ウ 地域交通に関する事。
- (10) 産業労働課
- ア 商工振興に関する事。
 - イ 雇用対策に関する事。
 - ウ 港湾に関する事。
- (11) 観光課
- ア 観光及び交流に関する事。
 - イ ジオパークに関する事。
- (12) 農林水産課

- ア 農林水産業の振興に関する事。
- イ 土地改良事業に関する事。
- ウ 農林水産施設に関する事。
- エ 災害復旧に関する事。

(13) 都市建設課

- ア 道路及び河川に関する事。
- イ 土木事業に関する事。
- ウ 公共土木施設用地に関する事。
- エ 建築及び住宅施策に関する事。
- オ 公園及び緑地に関する事。
- カ 都市計画に関する事。
- キ 市街地再開発に関する事。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、課の内部組織、その分掌する事務その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第80号

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

児童福祉法の改正等に伴い、満3歳児未満の乳児等を対象とした「こども誰でも通園制度」が令和8年4月から本格実施されることを受け、事業所等における設備及び運営に関する基準を新たに定めるものである。

糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告す

ることができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理

論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋

		外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該

調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年糸魚川市条例第36号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用

する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第81号

糸魚川市職員の旅費に関する条例の制定について

糸魚川市職員の旅費に関する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、職員に係る旅費及び費用弁償の制度の見直しを行いたいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市職員の旅費に関する条例

糸魚川市職員の旅費に関する条例（平成17年糸魚川市条例第49号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 旅費（第9条—第21条）

第3章 雑則（第22条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する職員が公務のために旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本市が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務庁から新勤務庁に旅行することをいう。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

2 この条例において「特別職」とは、市長、副市長及び教育長の職をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその勤務庁を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、任命権者以外の

機関から旅費の支給がある場合は、この条例の規定により計算した額からその支給額を差し引いて得た額を支給することができる。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項に規定する旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又

は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をしなければならない。

- 5 前項に規定する手続が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。）により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃その他の交通費並びに宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に規則で定める必要な書類を添えて、これを当該収支命令職員に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 収支命令職員は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。
- 4 収支命令職員は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、収支命令職員がその後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 第1項に規定する必要な添付書類の種類は、規則で定める。

第2章 旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 職員が私有自動車により旅行する場合の車賃の額は、規則で定める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）と現に支払った費用の額を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この項において「旅費法」という。）の規定の例により、取扱規程で定めるものとする。この場合において、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に支給される旅費を基準とする。

(1) 特別職の職員 旅費法に規定する指定職の職務にある者

(2) 一般職の職員 旅費法に規定する5級の職務にある者

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要

があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 雑則

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃その他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支

給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の糸魚川市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

(糸魚川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 4 糸魚川市固定資産評価審査委員会条例（平成17年糸魚川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条中「糸魚川市職員の旅費に関する条例（平成17年糸魚川市条例第49号）」を「糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和7年糸魚川市条例第 号）」に改める。

（糸魚川市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 5 糸魚川市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年糸魚川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給する実費弁償の額は、別表に定める額とする」を「は、費用の弁償として旅費を支給する」に改め、同条第2項中「旅費又は」を削る。

第3条を次のように改める。

（旅費の額）

第3条 旅費の額は、糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和7年糸魚川市条例第 号）に規定する一般職の職員の例による。

本則に次の1条を加える。

（支給方法等）

第4条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際、市職員に対する旅費支給の例により支給する。

- 2 旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

別表を削る。

（糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 6 糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年糸魚川市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表第3に定める費用弁償を支給する」を「団長、副団長、団本部部長、団本部副部長、分団長、副分団長については、糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和7年糸魚川市条例第 号。以下「旅費条例」という。）に規

定する特別職の旅費相当額を準用し、その他の団員については、旅費条例に規定する特別職以外の職員の旅費相当額を準用する」に改める。

第14条中「糸魚川市職員の旅費に関する条例（平成17年糸魚川市条例第49号。以下「旅費条例」という。）」を「旅費条例」に改め、同条ただし書中「第12条の規定による」を「第8条に規定する」に改める。

別表第3を削る。

（糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年糸魚川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「糸魚川市職員の旅費に関する条例（平成17年糸魚川市条例第49号）」を「糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和7年糸魚川市条例第号）」に改める。

議案第82号

糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、特別職の職員に係る費用弁償の制度の見直し等を行いたいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

糸魚川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年糸魚川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「糸魚川市職員の旅費に関する条例（平成17年糸魚川市条例第49号）」を「糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和7年糸魚川市条例第 号）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、規則で定めるところによる場合は、交通費は支給しない。

第9条中「前条に定めるもののほか、」を削り、同条ただし書中「第12条（旅費の請求手続）の規定による手続」を「第8条に規定する旅費の請求手続」に改める。

別表中「33,000円」を「36,300円」に、「52,900円」を「58,100円」に、「38,800円」を「42,600円」に、「24,500円」を「26,900円」に、「18,900円」を「20,700円」に、「5,400円」を「5,900円」に、「42,500円」を「46,700円」に、「29,800円」を「32,700円」に、「28,900円」を「31,700円」に、「23,500円」を「25,800円」に、「定められた額」を「掲げる額の範囲内で任命権者の定める額」に、「6,200円」を「6,800円」に、「5,900円」を「6,400円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「10,500円」を「11,500円」に、「21,000円」を「23,100円」に、「11,600円」を「12,700円」に、「17,000円」を「18,700円」に、「4,000円」を「4,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第83号

糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県人事委員会の給与勧告に準拠したいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年糸魚川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の175」を「100分の177.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和7年12月に支給する期末手当に関する改正後の第3条第1項第3号の規定の適用については、「100分の177.5」とあるのは、「100分の180」とする。

議案第84号

糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県人事委員会の給与勧告等に準拠したいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年糸魚川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第2項」を「次項」に改め、同条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第16条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第16条の5第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第16条の8第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600

短時間勤務職員以外の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400

31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	

60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700	397,000		
87	266,500	306,100	356,100	397,400		
88	266,800	306,400	356,500	397,800		

89	267,100	306,700	356,700	398,100		
90	267,400	307,000	357,100	398,600		
91	267,700	307,300	357,500	399,000		
92	268,000	307,600	357,900	399,400		
93	268,300	307,800	358,100	399,700		
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				

	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 (1) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第20条に規定する職員を除く。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級
		給料月額
		円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600
	2	307,900
	3	310,200
	4	312,400
	5	314,500
	6	318,000
	7	321,500
	8	324,900
	9	328,300

10	331,800
11	335,200
12	338,600
13	342,000
14	345,500
15	348,900
16	352,300
17	355,700
18	358,800
19	362,000
20	365,200
21	368,500
22	371,600
23	374,700
24	377,700
25	380,800
26	383,100
27	385,400
28	387,600
29	389,500
30	391,200
31	392,900
32	394,700
33	396,400
34	398,200
35	399,800
36	401,100
37	402,500
38	403,900
39	405,300
40	406,700
41	408,200
42	408,900
43	409,500
44	410,100
45	410,900
46	411,500
47	412,100
48	412,600
49	413,100
50	413,500

	51	414,000
	52	414,400
	53	414,800
	54	415,100
	55	415,400
	56	415,800
	57	416,100
	58	416,500
	59	416,800
	60	417,200
	61	417,600
	62	417,900
	63	418,200
	64	418,500
	65	418,800
定年前再任用短時間勤務職員		312,900

備考 (1) この表は、診療所に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800
	4	207,300	243,700	276,700	295,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200
	6	211,300	246,000	278,300	296,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600
	8	215,100	247,900	279,800	298,300
	9	216,900	249,000	280,500	299,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800
	11	220,700	251,200	282,100	300,600

12	222,800	252,400	282,900	301,200
13	224,500	253,600	283,700	301,800
14	226,500	254,800	284,500	302,900
15	228,700	256,000	285,200	304,000
16	230,800	257,100	286,000	305,200
17	232,900	258,100	286,800	306,300
18	234,000	259,100	287,600	307,500
19	235,000	260,200	288,400	308,600
20	236,100	261,200	289,100	309,800
21	237,200	262,300	289,900	311,000
22	238,000	263,200	290,800	312,200
23	238,900	264,000	291,700	313,400
24	239,700	264,800	292,400	314,500
25	240,600	265,600	293,100	315,700
26	241,500	266,400	294,000	316,900
27	242,400	267,200	294,900	318,000
28	243,300	268,000	295,600	319,200
29	244,100	268,700	296,400	320,400
30	244,900	269,500	297,400	321,600
31	245,600	270,300	298,300	322,800
32	246,400	271,100	299,300	324,000
33	247,100	271,900	300,300	325,100
34	247,700	272,700	301,400	326,200
35	248,400	273,300	302,400	327,400
36	249,100	274,100	303,300	328,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800
38	250,400	275,800	305,300	331,000
39	251,000	276,600	306,300	332,300
40	251,600	277,300	307,300	333,500
41	252,200	278,000	308,200	334,400
42	252,800	278,800	309,400	335,600
43	253,400	279,600	310,500	336,800
44	253,900	280,300	311,600	338,000
45	254,300	281,000	312,600	338,900
46	254,900	281,800	313,700	339,900
47	255,300	282,600	314,800	340,900
48	255,700	283,300	315,800	341,800
49	256,100	284,000	316,900	342,700
50	256,600	284,700	317,900	343,600
51	257,100	285,300	319,000	344,600
52	257,600	286,000	320,100	345,500

53	257,900	286,700	321,100	346,000
54	258,200	287,300	322,100	346,900
55	258,500	288,000	323,100	347,600
56	258,800	288,600	324,100	348,500
57	259,100	289,300	325,000	349,200
58	259,400	290,000	326,000	349,500
59	259,700	290,700	327,000	349,900
60	260,000	291,300	327,900	350,500
61	260,300	291,800	328,800	351,100
62	260,600	292,400	329,500	351,800
63	260,900	293,100	330,200	352,500
64	261,200	293,700	330,800	353,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800
66	261,800	294,800	332,100	354,300
67	262,100	295,500	332,700	354,900
68	262,400	296,100	333,300	355,500
69	262,700	296,700	333,900	355,800
70	263,000	297,300	334,100	356,300
71	263,300	297,900	334,500	356,700
72	263,500	298,500	335,000	357,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700
74	264,000	299,600	336,100	358,200
75	264,300	300,000	336,600	358,700
76	264,500	300,400	337,000	359,100
77	264,700	300,700	337,600	359,400
78	265,000	301,000	338,100	359,700
79	265,300	301,200	338,500	359,900
80	265,500	301,500	339,000	360,200
81	265,700	301,800	339,500	360,700
82	266,000	302,000	339,800	361,000
83	266,300	302,300	340,000	361,300
84	266,500	302,600	340,300	361,600
85	266,700	302,800	340,700	362,000
86		303,000	341,100	362,300
87		303,200	341,400	362,600
88		303,400	341,700	362,900
89		303,800	342,000	363,300
90		304,000	342,200	363,600
91		304,200	342,600	363,800
92		304,400	342,900	364,100
93		304,800	343,100	364,400

	94		305,000	343,400	364,800
	95		305,200	343,700	365,200
	96		305,500	343,900	365,600
	97		305,800	344,100	366,100
	98		306,000	344,400	366,500
	99		306,200	344,700	366,900
	100		306,500	344,900	367,300
	101		306,800	345,100	367,800
	102		307,000	345,300	
	103		307,200	345,700	
	104		307,500	345,900	
	105		307,800	346,100	
	106			346,400	
	107			346,800	
	108			347,200	
	109			347,400	
定年前再任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300

備考 (1) この表は、診療所に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300
	2	223,600	256,800	294,400	307,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300
	4	227,100	261,200	295,400	308,800
	5	228,800	263,400	295,800	309,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400
	8	234,200	266,100	297,200	310,800
	9	235,900	266,900	297,600	311,300
	10	237,800	268,000	298,100	311,800

11	239,700	269,100	298,600	312,400
12	241,600	270,000	299,100	312,900
13	243,400	270,800	299,500	313,300
14	245,400	271,500	300,000	313,900
15	247,400	272,200	300,400	314,600
16	249,400	273,000	300,900	315,200
17	251,400	274,100	301,400	315,800
18	253,400	275,000	301,800	316,700
19	255,500	275,900	302,300	317,500
20	257,500	276,800	302,700	318,400
21	259,400	277,800	303,200	319,200
22	260,600	278,800	303,600	320,100
23	261,700	279,700	304,100	321,000
24	262,800	280,700	304,500	321,800
25	263,900	281,500	305,000	322,600
26	264,700	282,400	305,600	323,400
27	265,600	283,300	306,300	324,300
28	266,400	284,200	307,000	325,200
29	267,200	285,200	307,700	325,900
30	267,900	285,900	308,400	327,000
31	268,600	286,600	309,100	328,100
32	269,300	287,300	309,900	329,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200
35	271,300	289,000	312,100	332,300
36	271,800	289,400	312,800	333,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500
38	273,100	290,400	314,300	335,600
39	273,800	290,900	315,100	336,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800
41	275,200	291,700	316,500	338,600
42	275,800	292,200	317,400	339,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800
44	277,100	293,100	319,300	341,800
45	277,900	293,600	320,100	342,700
46	278,600	294,000	321,100	343,600
47	279,300	294,500	322,100	344,600
48	279,900	294,900	323,000	345,600
49	280,400	295,400	323,900	346,800
50	280,900	295,800	324,800	348,100
51	281,300	296,300	325,800	349,300

52	281,700	296,800	326,800	350,500
53	282,000	297,200	327,600	351,400
54	282,500	297,600	328,500	352,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700
56	283,300	298,500	330,400	355,000
57	283,700	299,000	331,300	356,000
58	284,100	299,700	332,200	356,900
59	284,400	300,400	333,200	358,000
60	284,700	301,100	334,100	359,200
61	285,100	301,800	335,000	360,300
62	285,500	302,700	336,100	361,500
63	285,900	303,600	337,300	362,700
64	286,200	304,300	338,500	363,700
65	286,500	305,000	339,200	364,700
66	286,900	305,900	340,300	365,700
67	287,300	306,700	341,400	366,800
68	287,600	307,500	342,300	367,900
69	288,000	308,200	343,400	368,700
70	288,500	309,100	344,100	369,800
71	288,900	310,000	345,200	370,900
72	289,200	310,800	346,300	371,900
73	289,600	311,700	347,400	372,600
74	290,100	312,500	348,600	373,400
75	290,600	313,400	349,700	374,200
76	291,100	314,300	350,800	374,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500
78	292,100	316,000	353,000	376,000
79	292,700	317,000	354,000	376,500
80	293,100	317,900	355,100	377,000
81	293,600	318,400	356,000	377,600
82	294,000	319,200	357,000	378,100
83	294,500	320,100	357,900	378,600
84	295,000	320,900	358,900	379,100
85	295,400	321,700	359,800	379,500
86	295,800	322,600	360,600	379,900
87	296,300	323,600	361,400	380,500
88	296,800	324,600	362,200	381,000
89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400

93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		

	134	313,100	344,400		
	135	313,400	344,800		
	136	313,700	345,200		
	137	313,900	345,500		
	138	314,200	345,900		
	139	314,500	346,300		
	140	314,800	346,700		
	141	315,000	347,000		
	142	315,300	347,400		
	143	315,700	347,700		
	144	316,000	348,100		
	145	316,200	348,400		
	146	316,400	348,800		
	147	316,700	349,200		
	148	317,000	349,600		
	149	317,200	349,900		
	150	317,400	350,300		
	151	317,700	350,700		
	152	318,000	351,100		
	153	318,400	351,400		
	154	318,600			
	155	318,800			
	156	319,100			
	157	319,400			
	158	319,700			
	159	320,000			
	160	320,300			
	161	320,700			
	162	321,000			
	163	321,300			
	164	321,600			
	165	322,000			
	166	322,300			
	167	322,600			
	168	322,900			
	169	323,300			
定年前再任用短時間勤務職員		248,800	269,700	277,300	288,100

備考 (1) この表は、診療所に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師

その他の職員で規則で定めるものに適用する。

- (2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第2条 糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ス中「60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員
42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員
45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員
49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員
52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員
56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員
59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員
63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例（以下

「第1条改正後条例」という。)第10条及び第16条の2並びに別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後条例第16条の5及び第16条の8の規定は令和7年12月1日から適用する。

- 3 第2条改正後条例の規定は、令和8年4月1日以後の通勤に係る通勤手当について適用し、同日前の通勤に係る通勤手当については、なお従前の例による。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 令和7年12月に支給する期末手当に関する第1条改正後条例第16条の5第2項の規定の適用については同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」とし、同条第3項の規定の適用については「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

(令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 5 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する第1条改正後条例第16条の8第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の52.5」とあるのは「100分の53.75」とする。

(給与の内払)

- 6 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第85号

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、市議会議員に係
る費用弁償の制度の見直しを行い、あわせて新潟県人事委員会の給与勧告に準拠
したいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年糸魚川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表のとおり」を「糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和7年糸魚川市条例第 号。以下「旅費条例」という。）に規定する特別職の旅費相当額」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第8条中「前条に定めるもののほか、」を削り、同条ただし書中「第12条の規定による手続」を「第8条に規定する旅費の請求手続」に改める。

第9条第2項中「100分の175」を「100分の177.5」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条第2項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 4 令和7年12月に支給する期末手当に関する改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の180」とする。

議案第86号

糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

いじめ防止対策推進法に基づき、市長の附属機関として糸魚川市いじめ再調査委員会を置くことを可能としたいことから、所要の改正を行うものである。

糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例

糸魚川市いじめ問題専門委員会条例（平成26年糸魚川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

糸魚川市いじめ問題専門委員会及び糸魚川市いじめ問題再調査委員会条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 糸魚川市いじめ問題専門委員会（第3条—第11条）

第3章 糸魚川市いじめ問題再調査委員会（第12条—第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「（以下「専門委員会」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として糸魚川市いじめ問題再調査委員会を置くことができる。

第2条中「とする」を「による」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 糸魚川市いじめ問題専門委員会

第3条中「専門委員会」を「糸魚川市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」に改める。

第10条中「教育委員会こども教育課」を「教育委員会事務局こども教育課」に改める。

第11条の次に次の1章を加える。

第3章 糸魚川市いじめ問題再調査委員会

（担任する事務）

第12条 糸魚川市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）は、

重大事態への対処のため市長が必要があると認めた場合において、市長の諮問に応じ、第3条に規定する専門委員会による調査の結果について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(任期)

第13条 委員は、前条の諮問に係る調査及び審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(準用)

第14条 第4条(同条第3項を除く。)及び第6条から第11条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第4条及び第7条から第10条までの規定中「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第4条及び第11条中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第10条中「教育委員会事務局こども教育課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年糸魚川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会委員及び調査委員の項中「調査委員」の次に「並びにいじめ問題再調査委員会委員」を加える。

議案第87号

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

公共施設サービスを持続可能なものとするため、使用料の見直しに伴い、関係条例の整備を行うものである。

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部改正)

第1条 糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例（平成17年糸魚川市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第18条中「1,530円」を「1,600円」に改める。

(糸魚川市立学校施設使用条例の一部改正)

第2条 糸魚川市立学校施設使用条例（平成17年糸魚川市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表能生小学校の部中「400円」を「300円」に改め、同表大和川小学校の項中「400円」を「300円」に改め、同表糸魚川東小学校の項中「400円」を「300円」に改め、同表糸魚川小学校の部中「400円」を「300円」に、「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に改め、同表根知小学校の項を削り、同表能生中学校の部、糸魚川東中学校の部、糸魚川中学校の部、青海中学校の部及びひすいの里総合学校の部中「400円」を「300円」に改め、同表各小学校及び中学校の部中「800円」を「500円」に改め、同表備考2中「（冷暖房を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改め、同表備考4中「400円」を「300円」に改める。

(糸魚川市民会館条例の一部改正)

第3条 糸魚川市民会館条例（平成17年糸魚川市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の1(1)の表中

利用場所		利用時間 種別	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	平日	基本使用料	19,200	25,600	25,600	59,800
		冷房暖房料	9,500	12,800	12,800	29,800
	平日以外	基本使用料	24,900	33,200	33,200	77,800
		冷房暖房料	9,500	12,800	12,800	29,800

楽屋 1		基本使用料	300	400	400	900
		冷房暖房料	300	400	400	900
楽屋 2		基本使用料	400	600	600	1,350
		冷房暖房料	300	400	400	900
楽屋 3		基本使用料	300	400	400	900
		冷房暖房料	300	400	400	900
楽屋 4		基本使用料	300	400	400	900
		冷房暖房料	300	400	400	900
楽屋 5		基本使用料	400	600	600	1,350
		冷房暖房料	300	400	400	900
楽屋 6		基本使用料	700	1,050	1,050	2,300
		冷房暖房料	300	400	400	900
展示場	エントランスホール	基本使用料	4,900	6,500	6,500	15,200
		冷房暖房料	2,400	3,200	3,200	7,500
	ホワイエ	基本使用料	3,700	5,100	5,100	11,800
		冷房暖房料	1,850	2,500	2,500	5,800
会議室兼練習室 1		基本使用料	1 時間当たり 250			
		冷房暖房料	1 時間当たり 200			
会議室兼練習室 2		基本使用料	1 時間当たり 800			
		冷房暖房料	1 時間当たり 350			
音楽練習室		基本使用料	1 時間当たり 350			
		冷房暖房料	1 時間当たり 200			
練習室		基本使用料	1 時間当たり 600			
		冷房暖房料	1 時間当たり 250			
その他	シャワー室		1 日当たり 400			

を「

利用場所		利用時間 種別	午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
大ホール	平日	基本使用料	11,600	14,100	14,100	32,900
		冷房暖房料	5,700	7,700	7,700	16,400
	平日以外	基本使用料	13,700	18,300	18,300	42,800
		冷房暖房料	5,700	7,700	7,700	16,400
楽屋 1		基本使用料	300	300	300	700

		冷房暖房料	200	300	300	600
楽屋 2		基本使用料	300	300	300	1,000
		冷房暖房料	200	300	300	600
楽屋 3		基本使用料	300	300	300	700
		冷房暖房料	200	300	300	600
楽屋 4		基本使用料	300	300	300	700
		冷房暖房料	200	300	300	600
楽屋 5		基本使用料	300	500	500	1,000
		冷房暖房料	200	300	300	600
楽屋 6		基本使用料	500	600	600	1,500
		冷房暖房料	200	300	300	600
展示場	エントランスホール	基本使用料	3,200	4,300	4,300	9,200
		冷房暖房料	1,500	2,000	2,000	4,500
	ホワイエ	基本使用料	2,500	3,400	3,400	7,100
		冷房暖房料	1,200	1,500	1,500	3,500
会議室兼練習室 1		基本使用料	1 時間当たり 200			
		冷房暖房料	1 時間当たり 200			
会議室兼練習室 2		基本使用料	1 時間当たり 600			
		冷房暖房料	1 時間当たり 300			
音楽練習室		基本使用料	1 時間当たり 200			
		冷房暖房料	1 時間当たり 200			
練習室		基本使用料	1 時間当たり 500			
		冷房暖房料	1 時間当たり 200			
その他	シャワー室		1 日当たり 200			

に改め、別表の 1 (2) の表中

利用場所		利用時間 種別	午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
ホール	平日	基本使用料	13,500	18,000	18,000	42,200
		冷房暖房料	6,700	9,000	9,000	21,000
	平日以外	基本使用料	17,600	23,500	23,500	54,900
		冷房暖房料	6,700	9,000	9,000	21,000
第 1 楽屋		基本使用料	600	800	800	1,850
		冷房暖房料	300	400	400	900

第2楽屋	基本使用料	300	400	400	900
	冷房暖房料	300	400	400	900
第3楽屋	基本使用料	300	400	400	900
	冷房暖房料	300	400	400	900
アトリウム	基本使用料	3,800	5,200	5,200	12,100
	冷房暖房料	1,850	2,600	2,600	5,900
ギャラリー1階	基本使用料	3,500	4,800	4,800	11,200
	冷房暖房料	1,750	2,400	2,400	5,500
ギャラリー2階	基本使用料	2,400	3,200	3,200	7,500
	冷房暖房料	1,150	1,550	1,550	3,500
リハーサル室	基本使用料	1時間当たり600			
	冷房暖房料	1時間当たり250			
講座室	基本使用料	1時間当たり250			
	冷房暖房料	1時間当たり200			
カルチャールーム (大)	基本使用料	1時間当たり350			
	冷房暖房料	1時間当たり300			
カルチャールーム (中)	基本使用料	1時間当たり250			
	冷房暖房料	1時間当たり200			
カルチャールーム (小)	基本使用料	1時間当たり200			
	冷房暖房料	1時間当たり150			
ワークルーム	基本使用料	1時間当たり200			
	冷房暖房料	1時間当たり150			
その他	シャワー室	1日当たり300			

を

利用場所		利用時間 種別	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール	平日	基本使用料	8,100	10,800	10,800	23,300
		冷房暖房料	4,100	5,400	5,400	11,600
	平日以外	基本使用料	10,600	13,000	13,000	30,200
		冷房暖房料	4,100	5,400	5,400	11,600
第1楽屋		基本使用料	500	600	600	1,300
		冷房暖房料	200	300	300	600
第2楽屋		基本使用料	200	300	300	700

	冷房暖房料	200	300	300	600
第3楽屋	基本使用料	200	300	300	700
	冷房暖房料	200	300	300	600
アトリウム	基本使用料	2,500	3,400	3,400	7,300
	冷房暖房料	1,200	1,600	1,600	3,600
ギャラリー1階	基本使用料	2,300	3,200	3,200	6,800
	冷房暖房料	1,100	1,500	1,500	3,300
ギャラリー2階	基本使用料	1,600	2,100	2,100	4,900
	冷房暖房料	700	1,000	1,000	2,100
リハーサル室	基本使用料	1時間当たり500			
	冷房暖房料	1時間当たり200			
講座室	基本使用料	1時間当たり200			
	冷房暖房料	1時間当たり200			
カルチャールーム (大)	基本使用料	1時間当たり300			
	冷房暖房料	1時間当たり200			
カルチャールーム (中)	基本使用料	1時間当たり200			
	冷房暖房料	1時間当たり200			
カルチャールーム (小)	基本使用料	1時間当たり200			
	冷房暖房料	1時間当たり100			
ワークルーム	基本使用料	1時間当たり200			
	冷房暖房料	1時間当たり100			
その他	シャワー室	1日当たり200			

に改め、同表備考4(2)中「3倍」を「5倍」に改め、同表備考5中「本番」を「当該ホールで行うイベント等の本番」に改め、同表備考6中「1,050円」を「800円」に、「400円」を「300円」に改める。

別表の2(1)の表中

設備・備品名		単位	使用料
舞台設備	演台	1式	300
	金屏風 <small>びょうぶ</small>	1双	1,050
	太鼓	一式	1,050
	めくり台	1台	100
	支木	1本	50
	上敷	1巻	200
	所作台	一式	3,150

	花道用所作台	一式	1,050
	松羽目	一式	1,050
	竹羽目	一式	1,050
	平台	1枚	100
	雪カゴ	一式	500
	開き足	1脚	50
	箱足	1個	50
	人形立	1本	50
	緋毛氈 ^{ひせん}	1枚	100
	長座布団	1枚	200
	高座用座布団	1枚	200
	地がすり	1枚	1,050
	白布（クリーニング代含まず。）	1枚	200
	舞台用階段	1台	200
	音響反射板	一式	3,150
	オーケストラピット	一式	7,350
	指揮台	一台	100
	映写スクリーン	一式	1,050
	しゃ幕	1張	1,050
	椅子	1脚	50
	机	1台	100
	譜面台	1台	50
	司会者用演台	1台	200
音響設備	拡声装置	一式	2,100
	MDデッキ	1台	500
	レコードプレーヤー	1台	500
	カセットテープデッキ	1台	500
	DATデッキ	1台	500
	CDデッキ	1台	500
	コンデンサーマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	200
	ワイヤレスマイク	1本	500
	三点づりマイク装置（コンデンサーステレオマイク付き）	一式	1,050
	エレベーターマイク装置（コンデンサーマイク）	一式	1,050

	ク付き)		
	マイクスタンド	1本	100
	ポータブルスピーカーワイヤレス	一式	300
	ステージスピーカー	1組	500
照明設備	フットライト	一式	500
	花道フットライト	一式	500
	スポットライト	1台	200
	シーリングスポットライト	一式	1,050
	クセノンピンスポットライト	1台	1,050
	フォロースポットライト	1台	500
	第1ボーダーライト	1列	1,050
	第2ボーダーライト	1列	1,050
	第1サスペンションライト	一式	1,050
	第2サスペンションライト	一式	1,050
	第3サスペンションライト	一式	1,050
	アッパーホリゾンライト	一式	1,050
	ロアーホリゾンライト	一式	1,050
	ミラーボール	1台	1,050
	エフェクトマシン	一式	1,050
リップルマシン	一式	1,050	
オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,050	
楽器等	ピアノ (ニューヨークスタインウェイ)	1台	5,250
	ピアノ (ヤマハCFフルコン)	1台	3,150
	アップライトピアノ	1台	300
	コンセント (1個口)	1口	100
	展示用パネル	1枚	50
	楽器アンプ	1台	300
	ドラムセット	1式	500
持込設備	照明機器	1キロワット	200
	拡声装置機器	一式	2,600

を

設備・備品名		単位	使用料
舞台設備	演台	一式	300
	<small>びょうぶ</small> 金屏風	1双	800

	太鼓	一式	800
	めくり台	1台	100
	上敷	1巻	200
	所作台	一式	2,100
	花道用所作台	一式	800
	松羽目	一式	800
	竹羽目	一式	800
	平台	1枚	100
	雪カゴ	一式	400
	開き足	1脚	100
	箱足	1個	100
	人形立	1本	100
	緋毛氈 ^{ひせん}	1枚	100
	長座布団	1枚	200
	高座用座布団	1枚	200
	地がすり	1枚	800
	白布（クリーニング代含まず。）	1枚	200
	舞台用階段	1台	200
	音響反射板	一式	2,100
	オーケストラピット	一式	4,100
	指揮台	1台	100
	映写スクリーン	一式	800
	しゃ幕	1張	800
	椅子	1脚	100
	机	1台	100
	譜面台	1台	100
	司会者用演台	1台	200
音響設備	拡声装置	一式	1,400
	MDデッキ	1台	400
	カセットテープデッキ	1台	400
	DATデッキ	1台	400
	CDデッキ	1台	400
	コンデンサーマイクロホン	1本	400
	ダイナミックマイクロホン	1本	200
	ワイヤレスマイク	1本	400

	三点づりマイク装置（コンデンサーステレオマイク付き）	一式	1,500
	エレベーターマイク装置（コンデンサーマイク付き）	一式	1,500
	マイクスタンド	1本	100
	ポータブルスピーカーワイヤレス	一式	300
	ステージスピーカー	一組	400
照明設備	フットライト	一式	400
	花道フットライト	一式	400
	スポットライト	1台	200
	シーリングスポットライト	一式	800
	クセノンピンスポットライト	1台	800
	フォロースポットライト	1台	400
	第1ボーダーライト	1列	800
	第2ボーダーライト	1列	800
	第1サスペンションライト	一式	800
	第2サスペンションライト	一式	800
	第3サスペンションライト	一式	800
	アッパーホリゾンライト	一式	800
	ローアホリゾンライト	一式	800
	ミラーボール	1台	800
	エフェクトマシン	一式	800
	フロントサイドスポットライト	一式	800
	ホール用プロジェクター	一式	800
楽器等	ピアノ（ニューヨークスタインウェイ）	1台	3,200
	ピアノ（ヤマハCFフルコン）	1台	2,100
	アップライトピアノ	1台	300
	コンサート（1個口）	1口	100
	展示用パネル	1枚	100
	楽器アンプ	1台	300
	ドラムセット	一式	400
持込設備	照明機器	1キロワット	200
	拡声装置機器	一式	1,700

に改め、別表の2(2)の表中

設備・備品名		単位	使用料
舞台設備	所作台	一式	3,150
	所作台（花道用）	一式	1,050
	机	1台	100
	椅子	1脚	50
	白布（クリーニング代含まず。）	1枚	200
	松羽目	一式	1,050
	平台	1台	100
	箱足	1個	50
	開き足	1脚	50
	人形立	1本	50
	金屏風 ^{びょうぶ}	1双	1,050
	鳥ノ子屏風 ^{びょうぶ}	1双	1,050
	めくり台	1台	100
	雪カゴ	一式	500
	上敷	1巻	200
	緋毛氈 ^{ひせん}	1枚	100
	長座布団	1枚	200
	しゃ幕	1張	1,050
	地がすり	1枚	1,050
	高座用座布団	1枚	200
	演台	一式	300
	司会者台	1台	200
	指揮者台	1台	100
	譜面台	1台	50
	舞台用階段	1台	200
	音響反射板	一式	3,150
	バレエ用シート	1枚	1,050
	ミラーボール	1台	1,050
	能舞台	一式	10,500
	音響設備	拡声装置	一式
ステージスピーカー		一組	500
三点づりマイク装置（コンデンサーステレオマイク付き）		一式	1,050
ダイナミックマイクロホン		1本	200

	コンデンサマイクロホン	1本	500
	ポータブルスピーカーワイヤレス	一式	300
	ワイヤレスマイク	1本	500
	マイクスタンド	1本	100
	CDデッキ	1台	500
	DATデッキ	1台	500
	カセットデッキ	1台	500
	MDデッキ	1台	500
照明設備	フットライト	一式	500
	花道フットライト	一式	500
	ローホリゾンライト	一式	1,050
	第1ボーダーライト	一列	1,050
	第2ボーダーライト	一列	1,050
	第1サスペンションライト	一式	1,050
	第2サスペンションライト	一式	1,050
	第3サスペンションライト	一式	1,050
	アッパーホリゾンライト	一式	1,050
	トーマンタルライト	一式	1,050
	シーリングスポットライト	一式	1,050
	クセノンピンスポットライト	1台	1,050
	フロントサイドスポットライト	一式	1,050
	スポットライト	1台	200
	フォロースポットライト	1台	500
	エフェクトマシン	一式	1,050
	スモークマシン	一式	1,050
楽器等	ピアノ (ドイツスタインウェイ)	1台	4,200
	ピアノ (ヤマハC1セミコン)	1台	1,050
	エレクトーン	1台	500
	カラオケセット	一式	1,050
	展示用パネル	1枚	50
	カラオケDVDプレーヤー	1台	1,050
	ビデオデッキ	1台	500
	DVDデッキ	1台	500
	OHP	一式	500
	ホール用プロジェクター	1台	1,050

	スライドプロジェクター	一式	500
	液晶ビデオプロジェクター	一式	500
	コンセント（1個口）	1個	100
持込設備	照明機器	1キロワット	200
	拡声装置機器	一式	2,500

を

	設備・備品名	単位	使用料
舞台設備	所作台	一式	2,400
	所作台（花道用）	一式	800
	机	1台	100
	椅子	1脚	100
	白布（クリーニング代含まず。）	1枚	200
	松羽目	一式	800
	平台	1台	100
	箱足	1個	100
	開き足	1脚	100
	人形立	1本	100
	金屏風 ^{びょうぶ}	1双	800
	鳥ノ子屏風 ^{びょうぶ}	1双	800
	めくり台	1台	100
	雪カゴ	一式	400
	上敷	1巻	200
	緋毛氈 ^{ひせん}	1枚	100
	長座布団	1枚	200
	しゃ幕	1張	800
	地がすり	1枚	800
	高座用座布団	1枚	200
	演台	一式	300
	司会者台	1台	200
	指揮者台	1台	100
	譜面台	1台	100
	舞台用階段	1台	200
	音響反射板	一式	2,100
	バレエ用シート	1枚	800

	ミラーボール	1台	800
	能舞台	一式	5,800
音響設備	拡声装置	一式	1,400
	ステージスピーカー	一組	400
	三点づりマイク装置（コンデンサーステレオマイク付き）	一式	800
	ダイナミックマイクロホン	1本	200
	コンデンサマイクロホン	1本	400
	ポータブルスピーカーワイヤレス	一式	300
	ワイヤレスマイク	1本	400
	マイクスタンド	1本	100
	CDデッキ	1台	400
	DATデッキ	1台	400
	カセットデッキ	1台	400
	MDデッキ	1台	400
	照明設備	フットライト	一式
花道フットライト		一式	400
ローホリゾントライト		一式	800
第1ボーダーライト		1列	800
第2ボーダーライト		1列	800
第1サスペンションライト		一式	800
第2サスペンションライト		一式	800
第3サスペンションライト		一式	800
アッパーホリゾントライト		一式	800
トーマンタルライト		一式	800
シーリングスポットライト		一式	800
クセノンピンスポットライト		1台	800
フロントサイドスポットライト		一式	800
スポットライト		1台	200
フォロースポットライト		1台	400
エフェクトマシン		一式	800
スモークマシン		一式	800
楽器等	ピアノ（ドイツスタインウェイ）	1台	2,600
	ピアノ（ヤマハC1セミコン）	1台	800
	ピアノ（ボストン）	1時間	800

	エレクトーン	1台	400
	カラオケセット	一式	800
	展示用パネル	1枚	100
	カラオケDVDプレーヤー	1台	800
	ビデオデッキ	1台	400
	DVDデッキ	1台	400
	ホール用プロジェクター	1台	800
	スライドプロジェクター	一式	400
	液晶ビデオプロジェクター	一式	400
	コンセント（1個口）	1個	100
持込設備	照明機器	1キロワット	200
	拡声装置機器	一式	1,700

に改め、同表備考3中「1,350円」を「1,000円」に、「700円」を「600円」に改める。

（糸魚川市公民館条例の一部改正）

第4条 糸魚川市公民館条例（平成17年糸魚川市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表調理器具を備え、調理実習等の用に供する部屋の部中「150円」を「100円」に、「250円」を「200円」に、「300円」を「200円」に改め、同表その他の部屋の部50平方メートル以上100平方メートル未満の款中「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に改め、同部100平方メートル以上150平方メートル未満の款中「250円」を「200円」に改め、同部150平方メートル以上200平方メートル未満の款中「250円」を「200円」に改め、同部200平方メートル以上250平方メートル未満の款中「350円」を「300円」に、「300円」を「200円」に改め、同部250平方メートル以上300平方メートル未満の款中「400円」を「300円」に、「350円」を「300円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

（糸魚川市生涯学習センター条例の一部改正）

第5条 糸魚川市生涯学習センター条例（平成17年糸魚川市条例79号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に、「350円」を「300円」に、「300円」を「200円」に、「250円」を「200円」に改める。

別表の2の表学習棟の部第1会議室の款中「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に改め、同部和室（全室）の款中「250円」を「200円」に改め、同部和室（1／2室）の款中「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に改め、同部第3会議室の款中「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に改め、同部第4会議室の款中「300円」を「200円」に、「250円」を「200円」に改め、同部第5会議室の款中「200円」を「100円」に、「150円」を「100円」に改め、同表体育棟の部中「400円」を「300円」に、「1,150円」を「700円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

（糸魚川市青少年教育施設条例の一部改正）

第6条 糸魚川市青少年教育施設条例（平成17年糸魚川市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「200円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

（糸魚川市社会体育施設条例の一部改正）

第7条 糸魚川市社会体育施設条例（平成17年糸魚川市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表能生体育館の部中「400円」を「300円」に、「1,400円」を「900円」に改め、同表糸魚川市民総合体育館の部中「1,250円」を「900円」に、「600円」を「400円」に、「300円」を「200円」に、「150円」を「100円」に、「1,500円」を「900円」に、「450円」を「300円」に改め、同部中相撲場の項及びクライミングウォール（1人当たり）の項を削り、同表亀が丘体育館の項中「400円」を「300円」に改め、同表備考3中「（冷暖房を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

別表第2の2の表中「800円」を「500円」に改め、同表備考2中「3倍」を「5倍」に改める。

別表第2の3の表中「500円」を「400円」に、「1,650円」を「1,000円」に改め、同表備考2中「3倍」を「5倍」に改める。

別表第2の4の表中「250円」を「200円」に、「500円」を「300円」に改め、同表備考2中「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市交流促進センター条例の一部改正)

第8条 糸魚川市交流促進センター条例（平成17年糸魚川市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市能生B&G海洋センター条例の一部改正)

第9条 糸魚川市能生B&G海洋センター条例（平成17年糸魚川市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「200円」に、「200円」を「300円」に、「700円」を「1,400円」に、「1,450円」を「2,100円」に改める。

(糸魚川市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第10条 糸魚川市歴史民俗資料館条例（平成17年糸魚川市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「400円」に、「200円」を「300円」に、「100円」を「200円」に改める。

(糸魚川市博物館条例の一部改正)

第11条 糸魚川市博物館条例（平成17年糸魚川市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「700円」を「900円」に、「500円」を「600円」に改め、同表備考3中「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市おててこ会館条例の一部改正)

第12条 糸魚川市おててこ会館条例（平成17年糸魚川市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「400円」に、「200円」を「300円」に、「150円」を「200円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市集会施設条例の一部改正)

第13条 糸魚川市集会施設条例（平成17年糸魚川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第2調理器具を備え、調理実習等の用に供する部屋の部中「150円」を「200円」に、「100円」を「200円」に、「250円」を「300円」に改め、同表その他の部屋の部50平方メートル未満の款冷暖房使用料の項中「100円」を「200円」に改め、同部50平方メートル以上100平方メートル未満の款中「150円」を「200円」に改め、同部100平方メートル以上150平方メートル未満の款中「250円」を「300円」に、「200円」を「300円」に改め、同部150平方メートル以上200平方メートル未満の款中「250円」を「300円」に改め、同部200平方メートル以上250平方メートル未満の款中「350円」を「400円」に、「300円」を「400円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部改正)

第14条 糸魚川市農村コミュニティ広場条例（平成17年糸魚川市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「800円」を「500円」に改め、同表備考2中「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市木地屋の里条例の一部改正)

第15条 糸魚川市木地屋の里条例（平成17年糸魚川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「200円」を「300円」に、「100円」を「200円」に、「300円」を「400円」に改める。

(糸魚川市活性化施設条例の一部改正)

第16条 糸魚川市活性化施設条例（平成17年糸魚川市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「100円」に改め、同表備考4中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市海の資料館条例の一部改正)

第17条 糸魚川市海の資料館条例（平成17年糸魚川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「100円」を「200円」に改める。

（糸魚川市都市交流促進センター条例の一部改正）

第18条 糸魚川市都市交流促進センター条例（平成17年糸魚川市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表中「350円」を「400円」に、「300円」を「400円」に改める。

（糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部改正）

第19条 糸魚川市青海総合福祉会館条例（平成17年糸魚川市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

浴場・休憩室使用料

区分		小人	大人
個人	1人1回	300円	500円
回数券	12回分	3,000円	5,000円
会員券	1人1月分	5,000円	8,000円

備考

- 1 大人は、中学校及び特別支援学校中学部の生徒並びにこれらに準ずる者以上とする。
- 2 未就学児童は、無料とする。
- 3 浴場又は休憩室のみの利用であっても、同額とする。
- 4 前3項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合は、その都度市長が別に定める。

別表第2中「250円」を「300円」に、「150円」を「100円」に、「350円」を「400円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

（糸魚川市ふれあいセンター条例の一部改正）

第20条 糸魚川市ふれあいセンター条例（平成17年糸魚川市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表多目的ホール（平日）の部中「6,600」を「3,300」に、

「8,800」を「4,400」に、「20,500」を「10,300」に、「3,200」を「2,000」に、「4,400」を「2,700」に、「10,100」を「6,100」に改め、同表多目的ホール（平日以外）の部中「8,600」を「4,300」に、「11,400」を「5,700」に、「26,700」を「13,400」に、「3,200」を「2,000」に、「4,400」を「2,700」に、「10,100」を「6,100」に改め、同表控え室1の部基本使用料の項中「400」を「200」に、「500」を「300」に、「1,150」を「600」に改め、同部冷房暖房料の項中「400」を「300」に改め、同表控え室2の部基本使用料の項中「400」を「200」に、「500」を「300」に、「1,150」を「600」に改め、同部冷房暖房料の項中「400」を「300」に改め、同表スタジオの部中「550」を「300」に、「200」を「200」に改める。

別表の2の表中「150」を「100」に改め、同表備考4(2)中「3倍」を「5倍」に改め、同表備考6中「1,050円」を「800円」に、「400円」を「300円」に改める。

別表の3の表中「1,050」を「800」に、「50」を「100」に、「3,150」を「2,100」に、「2,100」を「1,400」に、「500」を「400」に、「400」を「300」に、「2,600」を「1,700」に改める。

（糸魚川市多目的交流センター条例の一部改正）

第21条 糸魚川市多目的交流センター条例（平成17年糸魚川市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「300円」に改め、同表備考4中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

（糸魚川市都市公園条例の一部改正）

第22条 糸魚川市都市公園条例（平成17年糸魚川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2(1)の表美山球場の部中「1,050円」を「800円」に、「3,350円」を「2,100円」に改め、同表美山陸上競技場の部個人利用（1人）の款中「200円」を「300円」に、「5,250円」を「6,300円」に改め、同表美山テニスコートの部中「250円」を「200円」に、「500円」を「300円」に改め、同表

美山グラウンド・ゴルフ場の部中「300円」を「500円」に、「5,250円」を「6,300円」に、「31,500円」を「15,800円」に、「52,500円」を「26,300円」に改め、同表美山キャンプ場の部中「100円」を「300円」に、「850円」を「1,000円」に改め、同部貸テント（1張り）の項を削り、同表美山多目的集会施設の部中「300円」を「400円」に、「500円」を「800円」に、「5,000円」を「6,500円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に、「40,000円」を「44,000円」に、「550円」を「600円」に、「350円」を「500円」に改め、同表備考2中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7を備考6とする。

別表第2の2(2)の表青海総合グラウンドの部中「1,650円」を「1,000円」に、「800円」を「500円」に改め、同表名引山テニスコートの項中「あたり」を「当たり」に、「250円」を「200円」に改め、同表備考2中「3倍」を「5倍」に改める。

別表第3 荒崎キャンプ場の部キャンプ場の款中「210円」を「500円」に改め、同款中学生以下（1人）の項を削り、同表中「1,100円」を「3,000円」に改め、同表備考を削る。

（糸魚川市須沢臨海公園条例の一部改正）

第23条 糸魚川市須沢臨海公園条例（平成17年糸魚川市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表パターゴルフ広場の部中「400円」を「600円」に、「100円」を「200円」に、「50円」を「100円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同表ゴルフ練習場の部中「300円」を「400円」に、「50円」を「100円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同表オートキャンプ場の部中「4,050円」を「4,100円」に、「3,050円」を「3,100円」に改める。

（糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部改正）

第24条 糸魚川市白馬山麓国民休養地条例（平成18年糸魚川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表及び別表第2の(2)の表中「200円」を「300円」に改める。

別表第2の(3)の表中「100円」を「200円」に改める。

別表第2の(4)の表中「300円」を「500円」に改める。

別表第2の(5)の表中「100円」を「500円」に、「840円」を「3,000円」に改める。

(糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の一部改正)

第25条 糸魚川市こころの総合ケアセンター条例（平成18年糸魚川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「200円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部改正)

第26条 糸魚川市グリーンメッセ能生条例（平成18年糸魚川市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表中「2,850円」を「3,800円」に、「2,350円」を「3,100円」に改める。

別表第2の(2)の表中「1,600円」を「2,600円」に改める。

別表第2の(3)の表中「710円」を「800円」に、「510円」を「600円」に、「310円」を「400円」に、「610円」を「700円」に、「410円」を「500円」に、「250円」を「300円」に改める。

(糸魚川市健康づくりセンター条例の一部改正)

第27条 糸魚川市健康づくりセンター条例（平成22年糸魚川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「休憩室」の次に「、25メートルプール、多目的プール」を加える。

別表の(1)の表中「530円」を「800円」に、「260円」を「400円」に、「4,770円」を「7,200円」に、「2,340円」を「3,600円」に、「7,950円」を「12,000円」に、「3,900円」を「6,000円」に、「2,100円」を「3,200円」に、「3,150円」を「4,800円」に、「840円」を「1,200円」に、「320円」を「400円」、「100円」を「200円」に改める。

別表の(2)の表1回券の部中「400円」を「600円」に、「200円」を「300円」

に改め、同表回数券の部中「3,600円」を「5,400円」に、「1,800円」を「2,700円」に改め、同表中

1か月券	一般	3,600円	
	小中高校生	1,800円	

を

1か月券	一般	5,400円	
	小中高校生	2,700円	
25メートルプール 専用利用	全面使用料	3,800円	1時間当たり
	1コース当たり 使用料	500円	
多目的プール専用 利用	全面使用料	1,300円	1時間当たり
	半面使用料	700円	

に改め、同表多目的室専用利用の部中「100円」を「200円」に改め、同表備考3及び同表備考4中「多目的室」を「25メートルプール、多目的プール及び多目的室」に改める。

(糸魚川市親不知ピアパーク条例の一部改正)

第28条 糸魚川市親不知ピアパーク条例（平成22年糸魚川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「1,050」を「1,100」に、「6,820」を「6,900」に改め、同表遊戯広場の項を削る。

別表の3の表宿泊の部中「5,090」を「5,100」に改め、同表日帰りの部入浴料の款中「310」を「400」に、「150」を「200」に、「3,100」を「4,000」に、「1,500」を「2,000」に、「5,250」を「6,400」に、「2,500」を「3,200」に改め、同表家族券の項を削り、同表交流展示室の項中「2,620」を「2,700」に改め、同表厨房の項中「1,050」を「1,100」に改める。

別表備考2中「3倍」を「5倍」に改め、同表備考5中「1,050円」を「1,300円」に改め、同表備考6中「2,100円」を「2,600円」に改める。

(糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の一部改正)

第29条 糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例（平成23年糸魚川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「500円」を「800円」に改める。

(糸魚川市斎場条例の一部改正)

第30条 糸魚川市斎場条例（平成23年糸魚川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,000円」を「12,000円」に、「25,000円」を「28,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に、「7,500円」を「9,000円」に、「5,200円」を「7,000円」に、「5,500円」を「7,000円」に改める。

(糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の一部改正)

第31条 糸魚川市長者温泉ゆとり館条例（平成27年糸魚川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「600円」に、「350円」を「500円」に、「200円」を「300円」に、「300円」を「400円」に、「250円」を「300円」に、「150円」を「200円」に改め、同表備考2中「1,050円」を「1,300円」に、「3,150円」を「3,900円」に改める。

(糸魚川市能生マリンホール条例の一部改正)

第32条 糸魚川市能生マリンホール条例（平成28年糸魚川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの部中「570円」を「800円」に、「520円」を「700円」に改め、同表多目的ホール（ステージのみ）の部中「210円」を「300円」に、「520円」を「700円」に改め、同表小会議室の部冷暖房使用料の項中「100円」を「200円」に改め、同表会議室の部中「210円」を「300円」に、「150円」を「200円」に改め、同表教養文化室の部冷暖房使用料の項中「100円」を「200円」に改め、同表備考3中「（冷暖房使用料を除く。）」を削り、「3倍」を「5倍」に改める。

(糸魚川市駅北広場条例の一部改正)

第33条 糸魚川市駅北広場条例（令和元年糸魚川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「2,300円」を「2,600円」に、

「1,200円」を「1,400円」に、「400円」を「600円」に、「100円」を「200円」に改め、同表備考2中「3,500円」を「4,200円」に、「11日」を「10日」に改め、同表備考3中「35,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の規定、第2条の規定による改正後の糸魚川市立学校施設使用条例の規定、第3条の規定による改正後の糸魚川市民会館条例の規定、第4条の規定による改正後の糸魚川市公民館条例の規定、第5条の規定による改正後の糸魚川市生涯学習センター条例の規定、第6条の規定による改正後の糸魚川市青少年教育施設条例の規定、第7条の規定による改正後の糸魚川市社会体育施設条例の規定、第8条の規定による改正後の糸魚川市交流促進センター条例の規定、第9条の規定による改正後の糸魚川市能生B&G海洋センター条例の規定、第10条の規定による改正後の糸魚川市歴史民俗資料館条例の規定、第11条の規定による改正後の糸魚川市博物館条例の規定、第12条の規定による改正後の糸魚川市おててこ会館条例の規定、第13条の規定による改正後の糸魚川市集会施設条例の規定、第14条の規定による改正後の糸魚川市農村コミュニティ広場条例の規定、第15条の規定による改正後の糸魚川市木地屋の里条例の規定、第16条の規定による改正後の糸魚川市活性化施設条例の規定、第17条の規定による改正後の糸魚川市海の資料館条例の規定、第18条の規定による改正後の糸魚川市都市交流促進センター条例の規定、第19条の規定による改正後の糸魚川市青海総合福祉会館条例の規定、第20条の規定による改正後の糸魚川市ふれあいセンター条例の規定、第21条の規定による改正後の糸魚川市多目的交流センター条例の規定、第22条の規定による改正後の糸魚川市都市公園条例の規定、第23条の規定による改正後の糸魚川市須沢臨海公園条例の規定、第24条の規定による改正後の糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の規定、第25条の規定による改正後の糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の規定、第26条の規定による改正後の糸魚川市グリーンメッセ能生条例の規定、第27条の規定による

改正後の糸魚川市健康づくりセンター条例の規定、第28条の規定による改正後の糸魚川市親不知ピアパーク条例の規定、第29条の規定による改正後の糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の規定、第30条の規定による改正後の糸魚川市斎場条例の規定、第31条の規定による改正後の糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の規定、第32条の規定による改正後の糸魚川市能生マリンホール条例の規定及び第33条の規定による改正後の糸魚川市駅北広場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料（利用料金を含む。以下のこの項において同じ。）について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に第19条の規定による改正前の糸魚川市青海総合福祉会館条例の規定により発行された浴場及び休憩室の利用に係る回数券については、令和9年3月31日まで使用することができる。

議案第88号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

督促手数料を廃止し、公金の徴収業務の効率化を図るため、関係条例の整備を行うものである。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(糸魚川市市税条例の一部改正)

第1条 糸魚川市市税条例（平成17年糸魚川市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年糸魚川市条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

糸魚川市督促及び延滞金徴収条例

第1条中「手数料」を削る。

第2条の見出しを「（督促）」に改める。

第3条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(糸魚川市介護保険条例の一部改正)

第3条 糸魚川市介護保険条例（平成17年糸魚川市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(保険料の督促)

第16条 市長は、法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者が納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、第13条の規定により保険料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

(糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の一部改正)

第4条 糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例（平成17年糸魚川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第12条中「糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「糸魚川市督促及び延滞金徴収条例」に改める。

(糸魚川市道路占用料徴収条例の一部改正)

第5条 糸魚川市道路占用料徴収条例（平成17年糸魚川市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「手数料及び」を削り、同条中「手数料及び」を削り、「糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「糸魚川市督促及び延滞金徴収条例」に改める。

(糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第6条 糸魚川市準用河川占用料等徴収条例（平成17年糸魚川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第6条中「糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「糸魚川市督促及び延滞金徴収条例」に改める。

(糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部改正)

第7条 糸魚川市特定賃貸住宅条例（平成17年糸魚川市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附則第5項中「第16条第3項」を「第16条第2項」に改める。

(糸魚川市水道条例の一部改正)

第8条 糸魚川市水道条例（平成17年糸魚川市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

(糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第9条 糸魚川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年糸魚川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条」に、「第7条」を「第6条」に、「第8条―第

10条」を「第7条―第9条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第3章中第7条を第6条とする。

第4章中第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附則第4条第1項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

(糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の一部改正)

第10条 糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例（平成23年糸魚川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「糸魚川市督促及び延滞金徴収条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、第1条の規定による改正後の糸魚川市市税条例の規定、第2条の規定による改正後の糸魚川市督促手数料及び延滞金徴収条例の規定、第3条の規定による改正後の糸魚川市介護保険条例の規定、第4条の規定による改正後の糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の規定、第5条の規定による改正後の糸魚川市道路占用料徴収条例の規定、第6条の規定による改正後の糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の規定、第7条の規定による改正後の糸魚川市特定賃貸住宅条例の規定、第8条の規定による改正後の糸魚川市水道条例の規定、第9条の規定による改正後の糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の規定及び第10条の規定による改正後の糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第89号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例における被措置児童等への虐待に当たる行為に関する引用規定を整理するものである。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年糸魚川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年糸魚川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

児童福祉法の改正に伴う引用規定の整理をするとともに、児童福祉施設の設備
及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健
康診断の免除に関する規定を追加する改正を行うものである。

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
糸魚川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」とい
う。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査
（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をい
う。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、
「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞ
れ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童
相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げ
る健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断、定期の健康診断又は臨時の健康 診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告に基づき、林野火災の予防に関する事項等について、所要の改正を行うものである。

糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例

糸魚川市火災予防条例（平成17年糸魚川市条例第195号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したとき

は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（糸魚川市火入れに関する条例の一部改正）

- 2 糸魚川市火入れに関する条例（平成17年糸魚川市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第14条中「火災警報」の次に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加える。

議案第92号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

新潟県市町村総合事務組合が共同処理する事務の構成団体の脱退に伴い、規約を変更したいものである。

新潟県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合格約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のよう
に変更する。

別表第2の4の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」
を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第93号

糸魚川市定住自立圏形成方針の変更について

国の定住自立圏構想推進要綱に基づく糸魚川市定住自立圏形成方針を別紙のとおり変更したいので、糸魚川市定住自立圏形成方針の議決に関する条例（平成23年糸魚川市条例第6号）の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

糸魚川市定住自立圏形成方針

糸魚川市は、旧糸魚川市の糸魚川地域並びに旧能生町の能生地域及び旧青海町の青海地域で形成する「糸魚川市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

(目的)

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った糸魚川市において、それぞれの地域が持つ特性や機能を有機的に連携させ、生活機能の充実を図るとともに、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保し、市民が郷土に自信と誇りを持てる魅力あふれる自立した圏域を形成することを目的とする。

(圏域)

第2条 この方針に基づき形成する定住自立圏の圏域（以下「圏域」という。）は、糸魚川市の全域とする。

(基本方針)

第3条 第1条の目的を達成するために、次に掲げる政策分野において、地域の特性に応じた相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

(取組事項)

第4条 前条の基本方針に従い、相互に役割を分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容は、当該各号に定めるものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 地域医療の充実

a 取組内容

地勢的条件や交通事情から、圏域内での医療の完結が必要なため、唯一の基幹病院である糸魚川総合病院を中核に救急医療をはじめ、周産期医療、へき地医療、災害医療、人工透析など全ての医療体制を整える必要がある。

このことから、糸魚川総合病院及び医師会との連携や支援に努めるとともに、糸魚川総合病院における医療機器等の充実や診療継続に必要な支援を行う。

また、慢性的な医師・看護師不足を解消するため、糸魚川総合病院との連携の下、大学等に積極的に要望活動を行うとともに、医師、看護師等医療技術者養成に係る修学資金貸与事業の実施及び勤務環境の整備を図り、圏域内で勤務する医師、看護師等医療従事者の確保に努める。

さらに、医療職を目指す中学・高校生を増やすため、関係機関と協力して出前講座やインターンシップ事業を継続するとともに、医療系の学校へ進学した学生の市内就業を促進するため、大学等への訪問活動の充実を図る。

一方、へき地医療については、中山間地域の住民が安心して住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう市営診療所の運営を継続するとともに、能生国民健康保険診療所の維持に努める。

新型インフルエンザなどの感染症対策については、糸魚川総合病院を中核として、医師会等との協力の下、検査・診療体制、入院・治療体制の確保を図る。

b 機能分担

<糸魚川地域>

糸魚川総合病院と医師会の協力により、休日夜間当番医制、病院群輪番制等による救急医療体制の維持・充実に努める。

また、糸魚川総合病院の医師確保に向け、富山大学等に積極的に要望活動を行うとともに、医師及び医療技術者の養成に係る修学資金を貸与し、医療従事者の確保に努める。

さらに、受診しやすい環境を確保するため、地域内にある2か所のへき地診療所の運営を継続する。

<能生地域及び青海地域>

救急医療体制の維持・充実に努めるため、休日夜間当番医制による糸魚川総合病院への人的支援を行うとともに、医師及び医療技術者の養成に係る修学資金を貸与し、医療従事者の確保に努める。

また、両地域には医療機関が少ないことから、能生国民健康保険診療所の維持に努めるとともに、ICTを活用した遠隔診療の導入も検討する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援環境の整備

a 取組内容

0歳から18歳までの子ども一貫教育方針に基づき、幼稚園・保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及び関係機関が相互の連携を図り、子ども一人一人の健やかな成長を支援する。

また、子育てを夫婦や家庭だけの問題とせず、地域社会全体で支える意識の醸成に取り組み、人口減少に対応した保育園等の適正配置と公立保育園の民営化により、質の高い保育を維持しつつ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

あわせて、新たに屋内遊戯施設や屋外広場などを整備し、子どもたちの遊びや交流の場を充実させる。

さらに、多様な働き方に対応した就労環境の整備を促進するとともに、事業者と連携しながら子育てと仕事の両立を支援する。

b 機能分担

<糸魚川地域>

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり保育、休日保育等の充実を図るとともに、比較的規模の大きい公立保育園の民営化を進める。

また、新たに屋内遊戯施設や屋外広場などを整備する中で、糸魚川子育て支援センター及び糸魚川東部子育て支援センターと連携し、子育て世代の居場所の充実を図る。

あわせて、子どもを安心して産み育てることができる環境を就労面でも支援するため、多様な働き方の促進及び放課後児童クラブの機能の拡充を図る。

さらに、老朽化した園舎の計画的な整備を進める。

<能生地域及び青海地域>

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり保育、休日保育等の充実を図るとともに、能生地域では能生子育て支援センターを、青海地域では青海子育て支援センターを核とした子育て等の情報発信を行う。

また、子どもを安心して産み育てることができる環境を就労面でも支援するため、多様な働き方の促進及び放課後児童クラブの機能の拡充を図る。

あわせて、園児数の減少による適正配置を促進し、園舎の老朽化に伴う施設整備への支援を行う。

(イ) 高齢者及び障害者福祉サービスの充実

a 取組内容

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を安心して続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、就労機会の創出及び社会参加のための環境づくりに努める。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

高齢者については、医療と介護の切れ目のないサービスの提供が必要であることから、医療（保健を含む。）と介護を一体的に進め、専門職の連携によるサービス提供体制の強化を図るとともに、修学資金貸与事業など介護人材の育成・確保に取り組み、福祉の仕事に対する理解の促進や魅力の発信に努める。

また、地区自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO法人、各種ボランティア団体等と幅広く連携し、地域資源の発掘や新たなサービスの創出など地域の高齢者を地域で支える体制づくりに努める。

障害者については、各地域の地域活動支援センターや障害者施設と連携し、多様なニーズに対応したサービスを提供するとともに、相談窓口の拡充とサービス提供体制の強化を進める。

さらに、成年後見人制度の新たな担い手として、社会福祉法人等による取組を支援し、高齢者及び障害者の財産管理などのニーズに対応できる体制を整備する。

ウ 教育

(ア) 質の高い教育環境の整備

a 取組内容

子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康及び体力等のバランスのとれた生きる力を育むため、それぞれの発達段階に応じた育ちや学びの連続性を重視した「子ども一貫教育方針」に基づく教育活動を推進するとともに、ふるさと学習を積極的に展開し、郷土愛の醸成を図る。

また、学校施設の適切な維持に努めるとともに、少子化による児童生徒数の減少が進んでいることから、学校の適正規模や適正配置についての検討を進め、より良い教育環境の確保に努める。

さらに、ICT等を活用した学習活動の充実を図るとともに、スクールバス等の運行による通学環境の向上を図る。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

子ども一人一人の発達段階に応じたきめ細やかな指導を行うため、教育補助員の配置を行うとともに、外国語指導助手（ALT）の配置及び中学生の海外派遣により、国際理解教育活動を推進する。

また、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの各ジオサイトを教材としたふるさと学習「ジオパーク学習」の積極的な展開と将来への夢や希望を育むため、地域との交流、職場訪問等の活動を実施する。

さらに、職員の資質向上に向けた研修の実施並びに充実した教育環境及び安全性を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づく小中学校の計画的な施設整備を進めるとともに、スクールバスの運行や通学定期券購入助成等の通学支援及びICT等を活用した学習活動の充実を図る。

エ その他

(ア) ごみ処理、し尿処理の適正化

a 取組内容

ごみの減量化及びリサイクルを推進するとともに、ごみ処理施設の安定稼働に努める。

また、し尿処理施設については、施設の老朽化及び処理量の減少に対応するため、効率的な施設維持に努める。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

ごみの減量化及びリサイクルを推進するとともに、一般廃棄物最終処分場の適正管理並びにごみ処理施設の安定稼働及び適正なごみ処理に努める。

また、老朽化が進むし尿処理施設については、効率的な施設維持に努める。

(イ) 消防防災体制の充実

a 取組内容

豊かな自然環境を有する反面、急峻な地形や脆弱な地質から災害発生の危険性が高い本圏域において、激甚化する自然災害を踏まえ、安全安心な市民生活を確保するた

め、地域防災計画に基づいた防災体制づくりを推進するとともに、消防力の強化及び救急体制の高度化を図る。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

広い圏域内における市民の生命及び財産を守るべく、施設・設備の適正管理と適切な更新・整備により消防防災機能の維持を図る。

また、地域住民や自主防災組織、消防団等と連携強化を図り、圏域内の消防防災力の向上に努める。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の確保

a 取組内容

地域の公共交通機関である鉄道及び路線バス等の連携強化を図るとともに、市民に身近な交通手段である路線バス等の利便性の向上を図るため、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等の公共交通手段を組み合わせた利用しやすい運行形態を検討する。

b 機能分担

<糸魚川地域>

糸魚川駅については、交通結節点としての機能向上を図るため、北陸新幹線、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン及びJR大糸線の利便性の向上を図るとともに、利用しやすい施設維持に努める。

また、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等の公共交通手段を組み合わせた運行形態を検討し、利便性の向上を図る。

<能生地域及び青海地域>

えちごトキめき鉄道日本海ひすいラインの各駅を中心として、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等の公共交通手段を組み合わせた運行形態を検討し、利便性の向上を図る。

イ 道路等の交通インフラの整備、維持

(ア) 生活幹線道の整備

a 取組内容

市民生活はもとより、産業及び経済を支える交通ネットワークの強化のため、圏域内を結ぶ市道、農林道等の生活道について、整備拡充を図る。

b 機能分担

<糸魚川地域>

圏域全体の道路ネットワーク化に向け、周辺地域及び圏域外からのアクセスの向上を図るとともに、市民生活に密着した安全で利便性の高い道路の整備充実を図る。

<能生地域及び青海地域>

市民生活に密着した安全で利便性の高い道路の整備充実を図る。

ウ 地域内外の住民との交流、移住促進

(ア) 糸魚川ユネスコ世界ジオパークをいかした交流人口の拡大

a 取組内容

糸魚川ユネスコ世界ジオパークを積極的に活用し、地域経済の活性化及び交流人口の拡大に向けた各種団体との連携はもちろん、解説板等の維持管理、ジオツーリズムの推進及び受入体制の充実を図り、圏域内の魅力を高める地域振興を促進する。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

糸魚川ユネスコ世界ジオパークと各種イベントとのタイアップ、国石・県の石ヒスイの魅力発信、食の情報提供及びジオツーリズムの推進等、新たな事業展開を図る中で、地域資源を積極的に活用し、地域内交流及び都市との交流による活性化を図る。

また、ジオエリアまでのアクセス道路並びに来訪者を誘導するための看板及びパンフレットを随時更新するとともに、ガイド機能の充実等、受入体制の強化を図り、リピーターの増加に努める。

(イ) 空き家の利活用

a 取組内容

圏域内の移住定住を促進するため、空き家の紹介及び移住者の空き家取得に係る費用を支援し、あわせて、安全安心な社会を構築するため、空き家の利活用を図る。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

空き家情報提供制度による空き家の紹介で3地域特有の暮らしの魅力を情報発信するとともに、市外からの移住者が購入した空き家の取得費用の一部を支援し、移住定住促進を図る。

(3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

ア 宣言中心市等における人材の育成

(ア) 研修、交流等による能力育成

a 取組内容

住みよい地域を維持していくため、地域活動を担う若者やリーダーが不足していることから、若者同士が今後の地域について語り合う事業や若者相互の交流から地域を担う人材を触発、育成する事業に取り組む。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

各地区公民館単位を対象に、身近な地域課題の解決や地域のありたい姿の実現に向けた地域づくりを進めてきたが、少子高齢化が進み、担い手の確保が困難となっており、人材の発掘、育成をするとともに、若者の意見をいかした地域活動のスリム化を図る。

イ 圏域内外の職員等の交流

(ア) 職員の能力向上

a 取組内容

市民ニーズの多様化・複雑化を背景に成果を重視した持続可能な行政経営の展開を図るため、市民に信頼される職員となるよう職員の意識改革に向けた取組をはじめ、年代別、役職別の研修及び圏域外機関への派遣研修、外部職員の登用等を実施する。

b 機能分担

<糸魚川地域、能生地域及び青海地域>

成果を重視した持続可能な行政経営の展開を図るため、職員の意識改革を図る接遇等の研修や職員の政策立案能力の向上を図る年代別、役職別の研修を圏域内外で実施するとともに、国及び県からの外部職員の登用、新たな施策に対応するための専門職の外部登用等により、職員の一層のスキルアップを図り、市民福祉の向上を目指す。

議案第94号

損害賠償額の決定及び和解について

令和6年12月6日に締結した（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業基本協定の解約について、損害賠償額を次のとおり決定し、和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

- 1 損害賠償額 5,390,000円
- 2 相手方 株式会社谷村建設 代表取締役社長 ト部 友典
株式会社三橋設計 代表取締役社長 武藤 昭
株式会社後藤組 代表取締役 後藤 幸洋
株式会社リボン 代表取締役社長 飛田 泰二
- 3 事件の概要 糸魚川市が（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業基本協定の解約を申し入れた件について、同協定に基づく協議が整ったものである。

議案第95号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
能生マリンホール	株式会社能生町観光物産センター	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第96号

糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

北陸新幹線利用者を対象とする糸魚川駅アルプス口自動車駐車場の利用に係る無料時間を変更するための改正を行うものである。

糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例

糸魚川市駐車場条例（平成17年糸魚川市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の使用料」を「使用料」に改め、同条第2項中「96時間」を「48時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の糸魚川市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に糸魚川駅アルプスロ自動車駐車場に入場した場合の駐車について適用し、同日前に糸魚川駅アルプスロ自動車駐車場に入場した場合の駐車については、なお従前の例による。

議案第97号

糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

住宅入居等の手続に係る保証人の要件を緩和するとともに、公金の徴収業務の効率化を図るため、督促手数料を廃止するものである。

糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例

糸魚川市営住宅条例（平成17年糸魚川市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「市内に居住し、かつ、」を削る。

第19条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第55条第1項中「、使用可能日までに市内に居住し、かつ」を削り、「請書を」の次に「使用可能日までに市長に」を加える。

附則第5項中「第19条第3項」を「第19条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、改正後の第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第98号

糸魚川市駅北復興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市駅北復興住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

住宅入居等の手続に係る保証人の要件を緩和するとともに、公金の徴収業務の効率化を図るため、督促手数料を廃止するものである。

糸魚川市駅北復興住宅条例の一部を改正する条例

糸魚川市駅北復興住宅条例（平成30年糸魚川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「市内に居住し、かつ、」を削る。

第11条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附則第3項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第99号

糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

原料ガス購入価格等の変更に伴う料金改定を行いたいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例

糸魚川市ガス供給条例（平成28年糸魚川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「124,190円」を「93,290円」に改め、同項第2号中「0.9748」を「0.9530」に、「0.0405」を「0.0585」に改める。

別表第1の2の表料金表Aの項中「202.56円」を「202.12円」に改め、同表料金表Bの項中「185.84円」を「185.40円」に改め、同表料金表Cの項中「182.65円」を「182.21円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が含まれる料金算定期間における早収料金は、次の算式により算定する。

早収料金＝改正前の糸魚川市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）適用期間の早収料金＋改正後の糸魚川市ガス供給条例（以下「新条例」という。）適用期間の早収料金

- 3 前項の算式において「旧条例適用期間の早収料金」及び「新条例適用期間の早収料金」とは、それぞれ次の算式により算定した料金をいう。

(1) 旧条例適用期間の早収料金＝旧条例で定める基本料金×D1÷D＋旧条例第11条の規定による調整単位料金×V1

備考

- 1 D、D1及びV1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

D 料金算定期間の日数（ただし、第10条第6項の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上ときは、基本料金按分の算式のDを30とする。以下次号において同じ。）

D1 Dのうち施行日前までの期間に属する日数

V 1 旧条例適用期間の使用量＝料金算定期間の使用量×D 1 ÷ D（小数点以下の端数切捨て）

2 旧条例適用期間の早収料金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 新条例適用期間の早収料金＝新条例で定める基本料金×D 2 ÷ D＋新条例第11条の規定による調整単位料金×V 2

備考

1 D、D 2 及びV 2 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

D 料金算定期間の日数

D 2 Dのうち施行日以後の期間に属する日数

V 2 新条例適用期間の使用量＝料金算定期間の使用量－V 1

2 新条例適用期間の早収料金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第100号

市の区域内に新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

1 土地の所在

糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の公有水面埋立地

2 面積

392.40平方メートル

提案理由

姫川港公有水面埋立工事に伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認したため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求める。

議案第101号

市の区域内に新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

1 土地の所在

糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の地先公有水面埋立地

2 面積

651.98平方メートル

提案理由

姫川港公有水面埋立工事に伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認したため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求める。

議案第102号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を次のとおり変更し、糸魚川市長の告示のあった日から施行するものとする。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

変更前	変更後
糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の公有水面埋立地	糸魚川市大字寺島字稲場

提案理由

姫川港公有水面埋立工事に伴い、本市の区域内に新たに生じた土地の字を整理するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

議案第103号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を次のとおり変更し、糸魚川市長の告示のあった日から施行するものとする。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

変更前	変更後
糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の地 先公有水面埋立地	糸魚川市大字寺島字稲場

提案理由

姫川港公有水面埋立工事に伴い、本市の区域内に新たに生じた土地の字を整理するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

議案第104号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
シーサイドバレースキー場	株式会社糸魚川シーサイドバレー	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第105号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
マリンミュージアム海洋	株式会社能生町観光物産センター	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第106号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
能生海洋公園	株式会社能生町観光物産センター	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第107号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
シャルマン火打スキー場	火打山麓振興株式会社	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第108号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
グリーンメッセ能生	火打山麓振興株式会社	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第109号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
糸魚川市親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部	株式会社親不知おさかなセンター	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第110号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
糸魚川市親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部	株式会社親不知おさかなセンター	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第111号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
糸魚川市親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部	株式会社親不知マリンサービス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第112号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
糸魚川市親不知ピアパーク施設のうち親不知交流センター	株式会社親不知マリンサービス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第113号

糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

平岩診療所の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例

糸魚川市診療所条例（平成17年糸魚川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第2条の表平岩診療所の項を削る。

第4条第1項中「、平岩診療所」を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第114号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
糸魚川市健康づくりセンター	糸魚川健康づくりパートナーズ	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第115号

令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度糸魚川市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007,037千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,210,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		67,629	2,375	70,004
	1 分担金	9,810	2,375	12,185
15 国庫支出金		2,790,292	21,980	2,812,272
	1 国庫負担金	1,817,051	12,950	1,830,001
	2 国庫補助金	963,186	9,030	972,216
16 県支出金		2,166,028	129,131	2,295,159
	1 県負担金	709,723	6,475	716,198
	2 県補助金	1,073,159	65,656	1,138,815
	3 県委託金	373,146	57,000	430,146
17 財産収入		103,875	10,000	113,875
	1 財産運用収入	98,282	10,000	108,282
18 寄附金		501,102	150,000	651,102
	1 寄附金	501,102	150,000	651,102
19 繰入金		2,018,854	1,193	2,020,047
	1 基金繰入金	2,011,848	596	2,012,444
	2 特別会計繰入金	7,006	597	7,603
20 繰越金		698,836	654,835	1,353,671
	1 繰越金	698,836	654,835	1,353,671
21 諸収入		723,863	5,123	728,986
	4 雑入	561,303	5,123	566,426
22 市債		2,098,100	32,400	2,130,500
	1 市債	2,098,100	32,400	2,130,500
補正されなかった款項に係わる額		17,034,694	0	17,034,694
歳入合計		28,203,273	1,007,037	29,210,310

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,626,661	262,505	3,889,166
	1 総務管理費	3,177,191	262,801	3,439,992
	2 徴税費	204,744	△8,266	196,478
	3 戸籍住民基本台帳費	88,031	4,039	92,070
	4 選挙費	98,829	2,815	101,644
	5 統計調査費	31,471	210	31,681
	6 監査委員費	26,395	906	27,301
3 民生費		6,676,136	37,428	6,713,564
	1 社会福祉費	3,553,327	7,081	3,560,408
	2 児童福祉費	2,749,271	27,796	2,777,067
	3 生活保護費	359,319	2,551	361,870
4 衛生費		2,815,631	5,702	2,821,333
	1 保健衛生費	1,277,368	507	1,277,875
	2 生活環境費	298,977	3,000	301,977
	3 清掃費	1,239,286	2,195	1,241,481
6 農林水産業費		1,217,523	28,000	1,245,523
	1 農業費	771,671	29,330	801,001
	2 林業費	328,856	2,886	331,742
	3 水産業費	116,996	△4,216	112,780
7 商工費		776,370	10,349	786,719
	1 商工費	776,370	10,349	786,719
8 土木費		3,343,363	469,729	3,813,092
	1 土木管理費	152,382	2,267	154,649
	2 道路橋りょう費	1,872,547	481,857	2,354,404
	6 都市計画費	178,941	△10,194	168,747
	7 住宅費	180,781	△4,201	176,580

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		1,176,915	25,818	1,202,733
	1 消防費	1,176,915	25,818	1,202,733
10 教育費		2,923,369	36,506	2,959,875
	1 教育総務費	328,219	12,401	340,620
	3 中学校費	377,489	2,998	380,487
	6 幼稚園費	169,789	△4,188	165,601
	7 社会教育費	798,657	25,645	824,302
	8 社会体育費	120,917	△350	120,567
11 災害復旧費		738,000	131,000	869,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	691,300	131,000	822,300
補正されなかった款項に係わる額		4,909,305	0	4,909,305
歳 出 合 計		28,203,273	1,007,037	29,210,310

第2表 地方債補正

1 地方債の変更

単位：千円

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
防災事業	46,000	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	48,700	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
現年農地農業用施設 災害復旧事業	54,500	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	84,200	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	67,629	2,375	70,004
15 国庫支出金	2,790,292	21,980	2,812,272
16 県支出金	2,166,028	129,131	2,295,159
17 財産収入	103,875	10,000	113,875
18 寄附金	501,102	150,000	651,102
19 繰入金	2,018,854	1,193	2,020,047
20 繰越金	698,836	654,835	1,353,671
21 諸収入	723,863	5,123	728,986
22 市債	2,098,100	32,400	2,130,500
補正されなかった款に係わる額	17,034,694	0	17,034,694
歳入合計	28,203,273	1,007,037	29,210,310

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,626,661	262,505	3,889,166
3 民生費	6,676,136	37,428	6,713,564
4 衛生費	2,815,631	5,702	2,821,333
6 農林水産業費	1,217,523	28,000	1,245,523
7 商工費	776,370	10,349	786,719
8 土木費	3,343,363	469,729	3,813,092
9 消防費	1,176,915	25,818	1,202,733
10 教育費	2,923,369	36,506	2,959,875
11 災害復旧費	738,000	131,000	869,000
補正されなかった款に係わる額	4,909,305	0	4,909,305
歳 出 合 計	28,203,273	1,007,037	29,210,310

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
6,549		160,575	95,381
24,387		100	12,941
			5,702
24,300		44	3,656
			10,349
			469,729
	2,700		23,118
		5,000	31,506
95,875	29,700	2,375	3,050
151,111	32,400	168,094	655,432

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
13款 分担金及び負担金	67,629	2,375	70,004
1項 分担金	9,810	2,375	12,185
2目 災害復旧費分担金	7,260	2,375	9,635
15款 国庫支出金	2,790,292	21,980	2,812,272
1項 国庫負担金	1,817,051	12,950	1,830,001
1目 民生費負担金	1,789,311	12,950	1,802,261
2項 国庫補助金	963,186	9,030	972,216
1目 総務費補助金	261,734	6,549	268,283
2目 民生費補助金	94,832	2,481	97,313
16款 県支出金	2,166,028	129,131	2,295,159
1項 県負担金	709,723	6,475	716,198
2目 民生費負担金	689,368	6,475	695,843
2項 県補助金	1,073,159	65,656	1,138,815
2目 民生費補助金	130,412	2,481	132,893
4目 農林水産業費補助金	480,002	24,300	504,302
9目 災害復旧費補助金	249,700	38,875	288,575
3項 県委託金	373,146	57,000	430,146
6目 災害復旧費委託金	241,000	57,000	298,000

13款 分担金及び負担金 15款 国庫支出金 16款 県支出金

節		金額	説明	明
区	分			
1	農林水産業施設災害復旧費分担金	2,375	1 現年農地農業用施設災害復旧事業分担金	2,375
2	児童福祉費負担金	12,950	31 障害児入所給付費等負担金	12,950
1	総務管理費補助金	6,549	32 個人番号カード交付事務費補助金	6,549
2	児童福祉費補助金	2,481	1 子ども・子育て支援交付金	2,481
2	児童福祉費負担金	6,475	31 障害児入所給付費等負担金	6,475
2	児童福祉費補助金	2,481	1 子ども・子育て支援交付金	2,481
1	農業費補助金	24,300	39 みどり計画実践加速化支援事業補助金 10,300,000円×10/10 65 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金	10,300 14,000
1	農林水産業施設災害復旧費補助金	38,875	1 現年耕地災害復旧事業補助金	38,875

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
17款 財産収入	103,875	10,000	113,875
1項 財産運用収入	98,282	10,000	108,282
3目 基金運用収入	10,000	10,000	20,000
18款 寄附金	501,102	150,000	651,102
1項 寄附金	501,102	150,000	651,102
2目 総務費寄附金	501,000	150,000	651,000
19款 繰入金	2,018,854	1,193	2,020,047
1項 基金繰入金	2,011,848	596	2,012,444
1目 基金繰入金	2,011,848	596	2,012,444
2項 特別会計繰入金	7,006	597	7,603
1目 特別会計繰入金	7,006	597	7,603
20款 繰越金	698,836	654,835	1,353,671
1項 繰越金	698,836	654,835	1,353,671
1目 繰越金	698,836	654,835	1,353,671
21款 諸収入	723,863	5,123	728,986
4項 雑入	561,303	5,123	566,426
3目 雑入	561,202	5,123	566,325
22款 市債	2,098,100	32,400	2,130,500

16款 県支出金 17款 財産収入 18款 寄附金 19款 繰入金 20款 繰越金 21款 諸収入 22款 市債

節		金額	説明	明
区	分			
1	農林水産業施設災害復旧費委託金	57,000	1 現年耕地災害復旧事業委託金	57,000
1	基金運用収入	10,000	1 基金積立金利息	10,000
1	総務費寄附金	150,000	1 ふるさと糸魚川応援寄附金	150,000
1	基金繰入金	596	10 ふるさと糸魚川応援基金繰入金 18 森林環境整備基金繰入金	552 44
1	特別会計繰入金	597	3 後期高齢者医療特別会計繰入金	597
1	繰越金	654,835	1 前年度繰越金	654,835
1	総務費雑入	23	89 高齢者運転免許返納効果検証実証調査支援金	23
2	民生費雑入	100	75 病児保育事業保育料	100
8	教育費雑入	5,000	71 博物館商品売上金	5,000

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
1項 市債	2,098,100	32,400	2,130,500
7目 消防債	214,100	2,700	216,800
9目 災害復旧債	169,800	29,700	199,500
歳 入 合 計	28,203,273	1,007,037	29,210,310

22款 市債

節		金額	説明
区	分		
1	消防債	2,700	2 防災事業債 2,700
1	農林水産業施設災害復旧債	29,700	1 現年農地農業用施設災害復旧事業債 29,700

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
2 款	総務費	3,626,661	262,505	3,889,166
1 項	総務管理費	3,177,191	262,801	3,439,992
1 目	一般管理費	1,003,116	88,824	1,091,940
節		1 一般管理費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	733,477	88,824
1 報酬	△3,794	[財源内訳]		
3 職員手当等	93,408	・ 一般財源		
4 共済費	△740			
8 旅費	△50			
2 目	広報広聴費	82,473	2,096	84,569
節		1 広報広聴費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	20,973	2,096
2 給料	238	[財源内訳]		
3 職員手当等	1,795	・ 一般財源		
4 共済費	63			
3 目	財産管理費	633,582	90,274	723,856
節		1 庁舎維持管理費		
区 分	金 額	事業費	111,766	3,000
10 需用費	3,000	[財源内訳]		
24 積立金	87,274	・ 一般財源		
		26 基金積立金		
		事業費	397,746	87,274
		[財源内訳]		
		・ 財産収入		
		基金積立金利息		
		10,000		
		・ 寄附金		
		ふるさと糸魚川応援寄附金		
		77,274		
4 目	企画費	858,599	79,285	937,884
節		21 ふるさと糸魚川応援寄附金事業		
区 分	金 額	事業費	245,590	72,726
1 報酬	5,225	[財源内訳]		
3 職員手当等	626	・ 寄附金		
4 共済費	698	ふるさと糸魚川応援寄附金		
7 報償費	41,500	71 個人番号カード交付事業		
8 旅費	10	事業費	34,653	6,559
11 役務費	5,759	[財源内訳]		
13 使用料及び賃借料	25,467	・ 国庫支出金		
		個人番号カード交付事務費補助金		
		6,549		
		・ 一般財源		
		10		
6 目	交通安全対策費	9,543	575	10,118
節		11 高齢者運転免許証自主返納支援事業		
区 分	金 額	事業費	3,778	575
7 報償費	575	[財源内訳]		
		・ 繰入金		
		ふるさと糸魚川応援基金繰入金		
		552		
		・ 諸収入		
		高齢者運転免許返納効果検証実証調査支		
		援金		
		23		
9 目	運輸費	354,778	1,747	356,525

2款 総務費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
	6,549		160,575	95,381
	6,549		160,575	95,677
				88,824
1 一般管理費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	△3,794	職員共済組合負担金（会計年度任用		
会計年度任用職員期末手当	△427	職員）		△244
会計年度任用職員勤勉手当	△318	社会保険料		△496
一般職退職手当	94,153	会計年度任用職員費用弁償		△50
財 源 内 訳				2,096
1 広報広聴費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	238	期末手当		56
扶養手当	378	児童手当		600
通勤手当	61	職員共済組合負担金		63
時間外勤務手当	700			
財 源 内 訳			87,274	3,000
1 庁舎維持管理費の経費内訳				
施設修繕料	3,000			
26 基金積立金の経費内訳				
ふるさと糸魚川応援基金積立金	77,274	基金利息積立金		10,000
財 源 内 訳	6,549		72,726	10
21 ふるさと糸魚川応援寄附金事業の経費内訳				
報償品	41,500	システム使用料		25,467
運搬料	5,759			
71 個人番号カード交付事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	5,225	職員共済組合負担金（会計年度任用		
会計年度任用職員期末手当	368	職員）		253
会計年度任用職員勤勉手当	258	社会保険料		445
		会計年度任用職員費用弁償		10
財 源 内 訳			575	
11 高齢者運転免許証自主返納支援事業の経費内訳				
報償品	575			
財 源 内 訳				1,747

款	項	目	補正前	補正額	計
節		1 運輸費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	35,143	1,747	36,890
2 給料	△178	[財源内訳]			
3 職員手当等	1,919	・一般財源			1,747
4 共済費	6				
2 項 徴税費			204,744	△8,266	196,478
1 目 税務総務費			142,794	△8,266	134,528
節		1 税務総務費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	142,089	△8,266	133,823
1 報酬	1,450	[財源内訳]			
2 給料	△4,590	・一般財源			△8,266
3 職員手当等	△3,583				
4 共済費	△1,599				
8 旅費	56				
3 項 戸籍住民基本台帳費			88,031	4,039	92,070
1 目 戸籍住民基本台帳費			88,031	4,039	92,070
節		1 戸籍住民基本台帳費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	50,190	4,039	54,229
2 給料	1,084	[財源内訳]			
3 職員手当等	2,315	・一般財源			4,039
4 共済費	640				
4 項 選挙費			98,829	2,815	101,644
1 目 選挙管理委員会費			8,523	2,815	11,338
節		1 選挙管理委員会費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	7,086	2,815	9,901
2 給料	126	[財源内訳]			
3 職員手当等	2,563	・一般財源			2,815
4 共済費	126				
5 項 統計調査費			31,471	210	31,681
1 目 統計調査費			31,471	210	31,681
節		1 統計調査費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	5,581	210	5,791
2 給料	129	[財源内訳]			
3 職員手当等	63	・一般財源			210
4 共済費	18				
6 項 監査委員費			26,395	906	27,301
1 目 監査委員費			26,395	906	27,301
節		1 監査委員費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	24,894	906	25,800
2 給料	359	[財源内訳]			
3 職員手当等	587	・一般財源			906
4 共済費	△40				
3 款 民生費			6,676,136	37,428	6,713,564

2款 総務費 3款 民生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
1 運輸費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		△178	寒冷地手当	32
住居手当		108	職員共済組合負担金	6
時間外勤務手当		1,779		
財 源 内 訳				△8,266
				△8,266
1 税務総務費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	1,450		児童手当	360
一般職給料	△4,590		会計年度任用職員期末手当	49
扶養手当	78		会計年度任用職員勤勉手当	38
通勤手当	△219		職員共済組合負担金	△1,689
時間外勤務手当	△2,000		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	27
期末手当	△1,015		社会保険料	63
勤勉手当	△850		会計年度任用職員費用弁償	56
寒冷地手当	△24			
財 源 内 訳				4,039
				4,039
1 戸籍住民基本台帳費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	1,084		会計年度任用職員期末手当	19
住居手当	225		会計年度任用職員勤勉手当	16
時間外勤務手当	1,500		職員共済組合負担金	637
期末手当	286		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	3
勤勉手当	249			
寒冷地手当	20			
財 源 内 訳				2,815
				2,815
1 選挙管理委員会費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	126		勤勉手当	29
時間外勤務手当	2,500		職員共済組合負担金	126
期末手当	34			
財 源 内 訳				210
				210
1 統計調査費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	129		勤勉手当	28
通勤手当	2		職員共済組合負担金	18
期末手当	33			
財 源 内 訳				906
				906
1 監査委員費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	359		期末手当	162
扶養手当	234		寒冷地手当	42
通勤手当	24		児童手当	120
管理職手当	5		職員共済組合負担金	△40
財 源 内 訳	24,387		100	12,941

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
1 項	社会福祉費	3,553,327	7,081	3,560,408
1 目	社会福祉総務費	580,767	1,660	582,427
節		21 生活困窮者自立支援事業		
区 分	金 額	事業費	6,014	146
1 報酬	83	[財源内訳]		
3 職員手当等	63	・ 一般財源		
27 繰出金	1,514	51 国民健康保険事業特別会計繰出金		
		事業費	273,437	1,514
		[財源内訳]		
		・ 一般財源		
2 目	障害者自立支援費	1,026,306	1,362	1,027,668
節		1 障害者自立支援費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	18,457	1,362
2 給料	219	[財源内訳]		
3 職員手当等	1,079	・ 一般財源		
4 共済費	64			
3 目	障害者福祉費	133,653	1,241	134,894
節		1 障害者福祉費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	16,051	1,241
2 給料	151	[財源内訳]		
3 職員手当等	818	・ 一般財源		
4 共済費	272			
4 目	老人福祉費	951,736	2,558	954,294
節		9 通院等支援サービス事業		
区 分	金 額	事業費	8,500	2,000
1 報酬	44	[財源内訳]		
3 職員手当等	20	・ 一般財源		
12 委託料	2,000	33 市民後見人推進事業		
27 繰出金	494	事業費	3,262	64
		[財源内訳]		
		・ 一般財源		
		72 介護保険事業特別会計繰出金		
		事業費	837,724	494
		[財源内訳]		
		・ 一般財源		
6 目	後期高齢者医療費	805,888	260	806,148
節		1 後期高齢者医療特別会計繰出金		
区 分	金 額	事業費	805,888	260
27 繰出金	260	[財源内訳]		
		・ 一般財源		
2 項	児童福祉費	2,749,271	27,796	2,777,067
2 目	子育て支援費	950,130	31,290	981,420
節		31 駅北子育て支援複合施設整備事業		
区 分	金 額	事業費	23,450	5,390
19 扶助費	25,900	[財源内訳]		
21 補償、補填及び賠償金	5,390	・ 一般財源		
		41 障害児介護給付事業		
		事業費	87,170	25,200
		[財源内訳]		

3款 民生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				7,081
				1,660
21 生活困窮者自立支援事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		83	会計年度任用職員勤勉手当	16
会計年度任用職員期末手当		47		
51 国民健康保険事業特別会計繰出金の経費内訳				
基準内繰出金		1,514		
財 源 内 訳				1,362
1 障害者自立支援費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		219	児童手当	600
扶養手当		414	職員共済組合負担金	64
期末手当		65		
財 源 内 訳				1,241
1 障害者福祉費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		151	勤勉手当	45
扶養手当		198	寒冷地手当	16
通勤手当		175	児童手当	240
時間外勤務手当		50	職員共済組合負担金	272
期末手当		94		
財 源 内 訳				2,558
9 通院等支援サービス事業の経費内訳				
通院等支援サービス委託料		2,000		
33 市民後見人推進事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		44	会計年度任用職員勤勉手当	10
会計年度任用職員期末手当		10		
72 介護保険事業特別会計繰出金の経費内訳				
基準内繰出金		494		
財 源 内 訳				260
1 後期高齢者医療特別会計繰出金の経費内訳				
基準内繰出金		260		
財 源 内 訳	24,387		100	3,309
	19,425			11,865
31 駅北子育て支援複合施設整備事業の経費内訳				
損害賠償金		5,390		
41 障害児介護給付事業の経費内訳				
児童発達支援給付費		8,600	放課後等デイサービス給付費	16,600

款 項		目	補 正 前	補 正 額	計
		・国庫支出金			
		障害児入所給付費等負担金			12,600
		・県支出金			
		障害児入所給付費等負担金			6,300
		・一般財源			6,300
		42 障害児相談支援給付事業			
		事業費	6,000	700	6,700
		[財源内訳]			
		・国庫支出金			
		障害児入所給付費等負担金			350
		・県支出金			
		障害児入所給付費等負担金			175
		・一般財源			175
3 目	保育所運営費		1,471,374	△4,137	1,467,237
節		1 市営保育所運営費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	597,572	△14,137	583,435
2 給料	△7,930	[財源内訳]			
3 職員手当等	△3,885	・一般財源			△14,137
4 共済費	△2,322				
12 委託料	10,000				
		25 病児保育事業			
		事業費	45,000	10,000	55,000
		[財源内訳]			
		・国庫支出金			
		子ども・子育て支援交付金			2,481
		・県支出金			
		子ども・子育て支援交付金			2,481
		・諸収入			
		病児保育事業保育料			100
		・一般財源			4,938
8 目	子育て世代包括支援費		65,840	643	66,483
節		1 子育て世代包括支援費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	29,621	643	30,264
1 報酬	102	[財源内訳]			
2 給料	235	・一般財源			643
3 職員手当等	286				
4 共済費	17				
8 旅費	3				
3 項	生活保護費		359,319	2,551	361,870
1 目	生活保護総務費		39,319	2,551	41,870
節		1 生活保護総務費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	33,478	2,551	36,029
2 給料	577	[財源内訳]			
3 職員手当等	1,673	・一般財源			2,551
4 共済費	301				
4 款	衛生費		2,815,631	5,702	2,821,333
1 項	保健衛生費		1,277,368	507	1,277,875
1 目	保健衛生総務費		36,497	2,024	38,521
節		1 保健衛生総務費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	35,688	2,024	37,712

3款 民生費 4款 衛生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
42 障害児相談支援給付事業の経費内訳				
障害児相談支援給付費		700		
財 源 内 訳	4,962		100	△9,199
1 市営保育所運営費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	△7,930	期末手当		△2,782
扶養手当	312	勤勉手当		△2,542
住居手当	324	寒冷地手当		75
通勤手当	△83	児童手当		240
時間外勤務手当	571	職員共済組合負担金		△2,322
25 病児保育事業の経費内訳				
病児保育委託料		10,000		
財 源 内 訳				643
1 子育て世代包括支援費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	102	会計年度任用職員期末手当		34
一般職給料	235	会計年度任用職員勤勉手当		16
時間外勤務手当	100	職員共済組合負担金		17
期末手当	72	会計年度任用職員費用弁償		3
勤勉手当	64			
財 源 内 訳				2,551
				2,551
1 生活保護総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	577	期末手当		24
通勤手当	2	勤勉手当		147
時間外勤務手当	1,500	職員共済組合負担金		301
財 源 内 訳				5,702
				507
				2,024
1 保健衛生総務費職員人件費の経費内訳				

款	項	目	補正前	補正額	計
2	給料	1,045	[財源内訳]		
3	職員手当等	795	・一般財源		2,024
4	共済費	184			
2	目	保健事業費	401,450	△1,564	399,886
	節	1	保健事業費職員人件費		
	区分	金額	事業費	132,304	△1,564
2	給料	△843	[財源内訳]		
3	職員手当等	△477	・一般財源		△1,564
4	共済費	△244			
6	目	診療所費	8,909	47	8,956
	節	1	診療所費職員人件費		
	区分	金額	事業費	2,811	47
1	報酬	30	[財源内訳]		
3	職員手当等	17	・一般財源		47
2	項	生活環境費	298,977	3,000	301,977
1	目	生活環境総務費	229,529	3,000	232,529
	節	28	鳥獣対策事業		
	区分	金額	事業費	14,757	2,000
12	委託料	2,000	[財源内訳]		
27	繰出金	1,000	・一般財源		2,000
			47	簡易水道事業会計繰出金	
			事業費	173,621	1,000
			[財源内訳]		
			・一般財源		1,000
3	項	清掃費	1,239,286	2,195	1,241,481
1	目	清掃総務費	30,402	37	30,439
	節	11	環境美化推進事業		
	区分	金額	事業費	4,192	37
1	報酬	21	[財源内訳]		
8	旅費	16	・一般財源		37
2	目	塵芥処理費	784,054	1,033	785,087
	節	1	塵芥処理費職員人件費		
	区分	金額	事業費	2,358	1,033
1	報酬	998	[財源内訳]		
8	旅費	35	・一般財源		1,033
3	目	し尿処理費	424,830	1,125	425,955
	節	1	し尿処理費職員人件費		
	区分	金額	事業費	6,042	1,125
2	給料	214	[財源内訳]		
3	職員手当等	679	・一般財源		1,125
4	共済費	232			
6	款	農林水産業費	1,217,523	28,000	1,245,523
1	項	農業費	771,671	29,330	801,001
1	目	農業委員会費	47,089	1,085	48,174
	節	1	農業委員会費職員人件費		
	区分	金額	事業費	25,239	955
1	報酬	64	[財源内訳]		

4款 衛生費 6款 農林水産業費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
一般職給料		1,045	勤勉手当	287
通勤手当		149	寒冷地手当	42
管理職手当		14	職員共済組合負担金	184
期末手当		303		
財 源 内 訳				△1,564
1 保健事業費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		△843	寒冷地手当	△15
扶養手当		276	児童手当	240
通勤手当		△24	職員共済組合負担金	△26
期末手当		△429	社会保険料	△218
勤勉手当		△525		
財 源 内 訳				47
1 診療所費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		30	会計年度任用職員勤勉手当	8
会計年度任用職員期末手当		9		
財 源 内 訳				3,000
				3,000
28 鳥獣対策事業の経費内訳				
鳥獣捕獲委託料		2,000		
47 簡易水道事業会計繰出金の経費内訳				
基準外繰出金		1,000		
財 源 内 訳				2,195
				37
11 環境美化推進事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		21	会計年度任用職員費用弁償	16
財 源 内 訳				1,033
1 塵芥処理費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		998	会計年度任用職員費用弁償	35
財 源 内 訳				1,125
1 し尿処理費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		214	勤勉手当	182
扶養手当		87	児童手当	120
通勤手当		49	職員共済組合負担金	232
期末手当		241		
財 源 内 訳	24,300		44	3,656
	24,300			5,030
				1,085
1 農業委員会費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		397	期末手当	78

款	項	目	補正前	補正額	計
2	給料	397	・一般財源		955
3	職員手当等	468	6 農業委員会諸費		
4	共済費	156	事業費	21,850	130
			[財源内訳]		
			・一般財源		130
2	目 農業総務費		137,230	3,620	140,850
	節		1 農業総務費職員人件費		
	区分	金額	事業費	131,912	3,620
2	給料	1,631	[財源内訳]		
3	職員手当等	1,547	・一般財源		3,620
4	共済費	442			
3	目 農業振興費		414,438	10,625	425,063
	節		5 担い手育成事業		
	区分	金額	事業費	17,432	211
1	報酬	201	[財源内訳]		
3	職員手当等	55	・一般財源		211
4	共済費	69			
18	負担金、補助及び交付金	10,300	11 農地集積・集約化対策事業		
			事業費	5,832	52
			[財源内訳]		
			・一般財源		52
			15 多面的機能支払事業		
			事業費	108,720	62
			[財源内訳]		
			・一般財源		62
			21 稲作振興事業		
			事業費	4,333	10,300
			[財源内訳]		
			・県支出金		
			みどり計画実践加速化支援事業補助金		10,300
5	目 農地費		150,551	14,000	164,551
	節		35 農業水路等長寿命化・防災減災事業		
	区分	金額	事業費	13,068	14,000
12	委託料	8,500	[財源内訳]		
14	工事請負費	5,500	・県支出金		
			農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金		14,000
2	項 林業費		328,856	2,886	331,742
1	目 林業総務費		30,490	2,842	33,332
	節		1 林業総務費職員人件費		
	区分	金額	事業費	27,353	2,842
2	給料	1,345	[財源内訳]		
3	職員手当等	865	・一般財源		2,842
4	共済費	632			
2	目 林業振興費		135,906	44	135,950
	節		16 森林経営管理推進事業		
	区分	金額	事業費	16,309	44
1	報酬	12	[財源内訳]		
3	職員手当等	32	・繰入金		
			森林環境整備基金繰入金		44

6款 農林水産業費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
住居手当		324	職員共済組合負担金	156
6 農業委員会諸費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		64	会計年度任用職員勤勉手当	18
会計年度任用職員期末手当		48		
財 源 内 訳				3,620
1 農業総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		1,631	勤勉手当	290
扶養手当		258	児童手当	240
管理職手当		9	職員共済組合負担金	442
期末手当		750		
財 源 内 訳	10,300			325
5 担い手育成事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		121	職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	26
会計年度任用職員期末手当		11		
会計年度任用職員勤勉手当		10	社会保険料	43
11 農地集積・集約化対策事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		35	会計年度任用職員勤勉手当	8
会計年度任用職員期末手当		9		
15 多面的機能支払事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		45	会計年度任用職員勤勉手当	8
会計年度任用職員期末手当		9		
21 稲作振興事業の経費内訳				
みどり計画実践加速化支援事業補助金		10,300		
財 源 内 訳	14,000			
35 農業水路等長寿命化・防災減災事業の経費内訳				
計画策定委託料		8,500	施設除却工事	5,500
第2長左エ門ため池、治々門ため池、九郎右エ門ため池、一枚田ため池、ヤチため池、下屋敷ため池				
財 源 内 訳			44	2,842
				2,842
1 林業総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		1,345	期末手当	347
通勤手当		176	勤勉手当	296
時間外勤務手当		46	職員共済組合負担金	632
財 源 内 訳			44	
16 森林経営管理推進事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		12	会計年度任用職員勤勉手当	9
会計年度任用職員期末手当		23		

款 項 目			補 正 前	補 正 額	計	
3 項	水産業費		116,996	△4,216	112,780	
1 目	水産業総務費		29,540	△4,216	25,324	
節			1 水産業総務費職員人件費			
区 分		金 額	事業費	28,736	△4,216	24,520
2 給料	△2,333		[財源内訳]			
3 職員手当等	△1,161		・ 一般財源			△4,216
4 共済費	△722					
7 款	商工費		776,370	10,349	786,719	
1 項	商工費		776,370	10,349	786,719	
1 目	商工総務費		49,829	9,283	59,112	
節			1 商工総務費職員人件費			
区 分		金 額	事業費	49,037	9,283	58,320
1 報酬	45		[財源内訳]			
2 給料	3,705		・ 一般財源			9,283
3 職員手当等	4,254					
4 共済費	1,279					
4 目	ジオパーク推進費		42,063	1,066	43,129	
節			1 ジオパーク推進費職員人件費			
区 分		金 額	事業費	30,079	1,066	31,145
2 給料	234		[財源内訳]			
3 職員手当等	736		・ 一般財源			1,066
4 共済費	96					
8 款	土木費		3,343,363	469,729	3,813,092	
1 項	土木管理費		152,382	2,267	154,649	
1 目	土木総務費		129,292	2,267	131,559	
節			1 土木総務費職員人件費			
区 分		金 額	事業費	115,273	2,267	117,540
2 給料	△172		[財源内訳]			
3 職員手当等	2,112		・ 一般財源			2,267
4 共済費	327					
2 項	道路橋りょう費		1,872,547	481,857	2,354,404	
1 目	道路橋りょう総務費		83,756	1,857	85,613	
節			1 道路橋りょう総務費職員人件費			
区 分		金 額	事業費	42,178	1,857	44,035
2 給料	1,160		[財源内訳]			
3 職員手当等	601		・ 一般財源			1,857
4 共済費	96					
2 目	道路除排雪費		617,265	480,000	1,097,265	
節			1 道路除排雪事業			
区 分		金 額	事業費	379,560	480,000	859,560
12 委託料	480,000		[財源内訳]			
			・ 一般財源			480,000

6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				△4,216
				△4,216
1 水産業総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	△2,333	勤勉手当		△387
扶養手当	276	寒冷地手当		17
通勤手当	△24	児童手当		300
時間外勤務手当	△935	職員共済組合負担金		△722
期末手当	△408			
財 源 内 訳				10,349
				10,349
				9,283
1 商工総務費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	45	勤勉手当		741
一般職給料	3,705	寒冷地手当		115
扶養手当	474	児童手当		490
通勤手当	137	会計年度任用職員期末手当		9
時間外勤務手当	1,300	会計年度任用職員勤勉手当		8
管理職手当	7	職員共済組合負担金		1,279
期末手当	973			
財 源 内 訳				1,066
1 ジオパーク推進費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	121	会計年度任用職員期末手当		20
会計年度任用職員給料	113	会計年度任用職員勤勉手当		19
通勤手当	5	職員共済組合負担金		37
時間外勤務手当	500	職員共済組合負担金（会計年度任用職員）		59
期末手当	112			
勤勉手当	80			
財 源 内 訳				469,729
				2,267
				2,267
1 土木総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	△172	期末手当		35
時間外勤務手当	2,000	勤勉手当		63
管理職手当	14	職員共済組合負担金		327
財 源 内 訳				481,857
				1,857
1 道路橋りょう総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	1,160	勤勉手当		261
通勤手当	95	職員共済組合負担金		96
期末手当	245			
財 源 内 訳				480,000
1 道路除排雪事業の経費内訳				
除排雪委託料	480,000			

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
6 項	都市計画費	178,941	△10,194	168,747
1 目	都市計画総務費	56,461	△10,194	46,267
節		1 都市計画総務費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	51,857	△10,194
2 給料	△5,832	[財源内訳]		△10,194
3 職員手当等	△2,573	・ 一般財源		
4 共済費	△1,789			
7 項	住宅費	180,781	△4,201	176,580
1 目	住宅総務費	149,062	△4,201	144,861
節		1 住宅総務費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	41,969	△4,201
2 給料	△747	[財源内訳]		△4,201
3 職員手当等	△2,543	・ 一般財源		
4 共済費	△911			
9 款	消防費	1,176,915	25,818	1,202,733
1 項	消防費	1,176,915	25,818	1,202,733
1 目	常備消防費	775,982	23,118	799,100
節		1 常備消防費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	701,841	23,118
1 報酬	27	[財源内訳]		23,118
2 給料	12,963	・ 一般財源		
3 職員手当等	5,459			
4 共済費	4,669			
4 目	防災費	75,107	2,700	77,807
節		1 防災諸費		
区 分	金 額	事業費	18,257	2,700
12 委託料	2,700	[財源内訳]		20,957
		・ 市債 防災事業債		
10 款	教育費	2,923,369	36,506	2,959,875
1 項	教育総務費	328,219	12,401	340,620
1 目	教育委員会費	323,750	12,401	336,151
節		1 教育委員会費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	180,083	12,271
1 報酬	130	[財源内訳]		12,271
2 給料	6,536	・ 一般財源		
3 職員手当等	4,013			
4 共済費	1,722			
		19 いじめ・不登校等対策支援事業		
		事業費	40,569	130
		[財源内訳]		40,699
		・ 一般財源		
				130

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				△10,194
				△10,194
1 都市計画総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	△5,832	期末手当		△1,325
扶養手当	△510	勤勉手当		△1,017
住居手当	△324	寒冷地手当		△98
通勤手当	△19	児童手当		△360
時間外勤務手当	1,074	職員共済組合負担金		△1,789
管理職手当	6			
財 源 内 訳				△4,201
				△4,201
1 住宅総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	△747	勤勉手当		△305
扶養手当	△816	寒冷地手当		△58
住居手当	△324	児童手当		△360
通勤手当	△141	職員共済組合負担金		△911
期末手当	△539			
財 源 内 訳		2,700		23,118
		2,700		23,118
				23,118
1 常備消防費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	27	寒冷地手当		115
一般職給料	12,963	児童手当		90
住居手当	219	会計年度任用職員期末手当		35
通勤手当	148	会計年度任用職員勤勉手当		18
管理職手当	1,150	職員共済組合負担金		4,667
期末手当	2,005	職員共済組合負担金（会計年度任用職員）		2
勤勉手当	1,679			
財 源 内 訳		2,700		
1 防災諸費の経費内訳				
システム整備委託料	2,700			
財 源 内 訳			5,000	31,506
				12,401
				12,401
1 教育委員会費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	6,536	期末手当		1,385
住居手当	324	勤勉手当		1,217
通勤手当	7	寒冷地手当		10
時間外勤務手当	1,046	職員共済組合負担金		1,722
管理職手当	24			
19 いじめ・不登校等対策支援事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	130			

款 項 目			補 正 前	補 正 額	計
3 項	中学校費		377,489	2,998	380,487
1 目	学校管理費		136,827	1,237	138,064
節			1 中学校管理費職員人件費		
区 分		金 額	事業費		
			39,307	1,237	40,544
2 給料	645		[財源内訳]		
3 職員手当等	419		・ 一般財源		
4 共済費	173				
2 目	教育振興費		240,662	1,761	242,423
節			31 中学校教育補助員等配置事業		
区 分		金 額	事業費		
			24,997	1,761	26,758
1 報酬	1,761		[財源内訳]		
			・ 一般財源		
6 項	幼稚園費		169,789	△4,188	165,601
1 目	幼稚園管理費		169,789	△4,188	165,601
節			1 幼稚園管理費職員人件費		
区 分		金 額	事業費		
			121,612	△4,188	117,424
2 給料	△2,847		[財源内訳]		
3 職員手当等	△686		・ 一般財源		
4 共済費	△655				
7 項	社会教育費		798,657	25,645	824,302
1 目	社会教育総務費		51,561	12,301	63,862
節			1 社会教育総務費職員人件費		
区 分		金 額	事業費		
			50,173	12,301	62,474
1 報酬	2,011		[財源内訳]		
2 給料	4,863		・ 一般財源		
3 職員手当等	3,461				
4 共済費	1,966				
5 目	文化行政費		132,594	5,382	137,976
節			1 文化行政費職員人件費		
区 分		金 額	事業費		
			75,837	5,382	81,219
2 給料	2,101		[財源内訳]		
3 職員手当等	2,371		・ 一般財源		
4 共済費	910				
6 目	市民会館費		153,905	1,160	155,065
節			1 市民会館費職員人件費		
区 分		金 額	事業費		
			25,448	1,160	26,608
1 報酬	535		[財源内訳]		
2 給料	117		・ 一般財源		
3 職員手当等	404				
4 共済費	22				
8 旅費	82				
7 目	博物館費		123,424	6,802	130,226
節			1 博物館費職員人件費		
区 分		金 額	事業費		
			64,199	3,302	67,501
1 報酬	479		[財源内訳]		
2 給料	1,567		・ 諸収入		

10款 教育費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				2,998
				1,237
1 中学校管理費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	645	勤勉手当		194
通勤手当	2	職員共済組合負担金		173
期末手当	223			
財 源 内 訳				1,761
31 中学校教育補助員等配置事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	1,761			
財 源 内 訳				△4,188
				△4,188
1 幼稚園管理費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	△2,847	勤勉手当		△693
時間外勤務手当	500	寒冷地手当		△41
期末手当	△452	職員共済組合負担金		△655
財 源 内 訳			5,000	20,645
				12,301
1 社会教育総務費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	2,011	児童手当		240
一般職給料	4,863	会計年度任用職員期末手当		279
扶養手当	570	会計年度任用職員勤勉手当		191
通勤手当	3	職員共済組合負担金		1,650
管理職手当	4	職員共済組合負担金（会計年度任用職員）		130
期末手当	1,131	社会保険料		186
勤勉手当	860			
寒冷地手当	183			
財 源 内 訳				5,382
1 文化行政費職員人件費の経費内訳				
一般職給料	2,101	期末手当		779
通勤手当	24	勤勉手当		491
時間外勤務手当	1,000	寒冷地手当		73
管理職手当	4	職員共済組合負担金		910
財 源 内 訳				1,160
1 市民会館費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	535	勤勉手当		31
一般職給料	117	会計年度任用職員期末手当		14
住居手当	324	職員共済組合負担金		22
期末手当	35	会計年度任用職員費用弁償		82
財 源 内 訳			5,000	1,802
1 博物館費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	479	勤勉手当		311
一般職給料	1,567	職員共済組合負担金		253

款	項	目	補 正 前	補 正 額	計
3	職員手当等	927	博物館商品売上金		1,500
4	共済費	295	・一般財源		1,802
8	旅費	34	6 博物館総務諸費		
15	原材料費	3,500	事業費	46,219	3,500
			[財源内訳]		
			・諸収入		
			博物館商品売上金		3,500
8	社会体育費		120,917	△350	120,567
1	社会体育総務費		37,891	△3,650	34,241
	節		1 社会体育総務費職員人件費		
	区 分	金 額	事業費	37,632	△3,650
2	給料	△2,931	[財源内訳]		
3	職員手当等	10	・一般財源		△3,650
4	共済費	△729			
3	目 体育施設費		53,283	3,300	56,583
	節		1 体育施設管理費		
	区 分	金 額	事業費	44,857	3,300
14	工事請負費	3,300	[財源内訳]		
			・一般財源		3,300
11	款 災害復旧費		738,000	131,000	869,000
1	項 農林水産業施設災害復旧費		691,300	131,000	822,300
1	目 農地農業用施設災害復旧費		645,500	131,000	776,500
	節		6 団体営現年農地農業用施設災害復旧事業		
	区 分	金 額	事業費	153,400	70,000
12	委託料	19,000	[財源内訳]		
14	工事請負費	112,000	・県支出金		
			現年耕地災害復旧事業補助金		36,875
			・市債		
			現年農地農業用施設災害復旧事業債		29,700
			・分担金及び負担金		
			現年農地農業用施設災害復旧事業分担金		2,375
			・一般財源		1,050
			16 県営現年農業用施設災害復旧事業		
			事業費	48,000	61,000
			[財源内訳]		
			・県支出金		
			現年耕地災害復旧事業補助金		2,000
			現年耕地災害復旧事業委託金		57,000
			・一般財源		2,000
	歳 出 合 計		28,203,273	1,007,037	29,210,310

10款 教育費 11款 災害復旧費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
時間外勤務手当		274	社会保険料	42
期末手当		342	会計年度任用職員費用弁償	34
6 博物館総務諸費の経費内訳				
ショップ用原材料費		3,500		
財 源 内 訳				△350
				△3,650
1 社会体育総務費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		△2,931	職員共済組合負担金	△729
通勤手当		10		
財 源 内 訳				3,300
1 体育施設管理費の経費内訳				
施設修繕工事		3,300		
財 源 内 訳	95,875	29,700	2,375	3,050
	95,875	29,700	2,375	3,050
	95,875	29,700	2,375	3,050
6 団体営現年農地農業用施設災害復旧事業の経費内訳				
測量設計委託料		15,000	災害復旧工事	55,000
16 県営現年農業用施設災害復旧事業の経費内訳				
測量設計委託料		4,000	災害復旧工事	57,000
財 源 内 訳	151,111	32,400	168,094	655,432

一 般 会 計 補 正 予 算
給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

単位:千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	3		24,420	8,225 (3.55月分)	255	18,320	51,220	6,754	57,974
	議 員	18	66,288		22,235 (3.55月分)			88,523	17,432	105,955
	そ の 他 の 特 別 職	50	16,873					16,873		16,873
	計	71	83,161	24,420	30,460	255	18,320	156,616	24,186	180,802
補 正 前	長 等	3		24,420	8,192 (3.50月分)	255	18,320	51,187	6,754	57,941
	議 員	18	66,288		22,235 (3.50月分)			88,523	17,432	105,955
	そ の 他 の 特 別 職	50	16,873					16,873		16,873
	計	71	83,161	24,420	30,427	255	18,320	156,583	24,186	180,769
比 較	長 等	0		0	33 (0.05月分)	0	0	33	0	33
	議 員	0	0		0 (0.05月分)			0	0	0
	そ の 他 の 特 別 職	0	0					0		0
	計	0	0	0	33	0	0	33	0	33

2 一般職

(1) 総括

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	462 (418)	746,273	1,821,134	1,263,770	3,831,177	710,210	4,541,387
補 正 前	472 (413)	736,849	1,807,896	1,142,271	3,687,016	704,486	4,391,502
比 較	△10 (5)	9,424	13,238	121,499	144,161	5,724	149,885

備考 短時間再任用職員及び会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。

その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	57,057	14,724	22,218	2,535	175,230		310
	補 正 前	54,828	13,524	21,659	2,535	161,725		310
	比 較	2,229	1,200	559	0	13,505		0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後	18,606	435,672	350,477	30,443	38,295		300
	補 正 前	17,369	432,279	348,918	29,939	35,135		300
	比 較	1,237	3,393	1,559	504	3,160		0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 勤 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当				合 計
	補 正 後	8,000		109,903				1,263,770
	補 正 前	8,000		15,750				1,142,271
	比 較	0		94,153				121,499

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	422 (7)		1,714,618	1,170,366	2,884,984	536,704	3,421,688
補 正 前	432 (7)		1,701,493	1,049,766	2,751,259	531,519	3,282,778
比 較	△10 (0)		13,125	120,600	133,725	5,185	138,910

備考 短時間再任用職員に係る額を含む。その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	57,057	14,724	20,440	2,535	171,733		310
	補 正 前	54,828	13,524	19,881	2,535	158,228		310
	比 較	2,229	1,200	559	0	13,505		0
	区 分	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後	18,606	388,427	315,343	30,443	38,295		300
	補 正 前	17,369	385,600	314,117	29,939	35,135		300
	比 較	1,237	2,827	1,226	504	3,160		0
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後	8,000		104,153				1,170,366
	補 正 前	8,000		10,000				1,049,766
	比 較	0		94,153				120,600

イ 会計年度任用職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	40 (411)	746,273	106,516	93,404	946,193	173,506	1,119,699
補 正 前	40 (406)	736,849	106,403	92,505	935,757	172,967	1,108,724
比 較	0 (5)	9,424	113	899	10,436	539	10,975

備考 会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後			1,778		3,497		
	補 正 前			1,778		3,497		
	比 較			0		0		
	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
補 正 後			47,245	35,134				
補 正 前			46,679	34,801				
比 較			566	333				
	区 分	夜 勤 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当				合 計
補 正 後				5,750				93,404
補 正 前				5,750				92,505
比 較				0				899

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	13,238	給与改定に伴う増減分	57,529	本 年 度 給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	△44,291	人事異動等 に伴うもの	職員数の異動状況 現に在職する職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 422(7)人 補正前 432(7)人 増 減 △10(0)人 会計年度任用職員 補正後 40(411)人 補正前 40(406)人 増 減 0(5)人
職 員 手 当	121,499	制度改正に伴う増減分	39,438	本 年 度 給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025 月 勤勉手当 引上げ 0.025 月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025 月 勤勉手当 引上げ 0.025 月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	82,061	人事異動等 に伴うもの	退職手当の増額による（定年前 早期退職者等の増員による）

備考 短時間再任用職員及び会計年度任用職員（パートタイム）を含む。その人数は（ ）内に別掲

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額（円）	327,349	331,900
	平均給与月額（円）	350,293	341,550
	平均年齢（歳）	44.08	53.11
令和6年10月1日現在	平均給料月額（円）	318,218	320,420
	平均給与月額（円）	340,954	329,820
	平均年齢（歳）	44.10	52.11

イ 初任給

区 分	行 政 職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度	
			行政職(一)(円)	行政職(二)(円)
高 校 卒	200,300	198,200	200,300	198,200
大 学 卒	232,000		232,000	

ウ 級別職員数

区 分	級	行 政 職		技 能 労 務 職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級	55	13.4		
	2 級	31	7.6		
	3 級	198	48.3		
	4 級	50	12.2	3	30.0
	5 級	48	11.7	7	70.0
	6 級	23	5.6		
	7 級	5	1.2		
	計	410	100.0	10	100.0
令和6年10月1日現在	1 級	51	12.4		
	2 級	35	8.5		
	3 級	211	51.1		
	4 級	43	10.4	6	60.0
	5 級	46	11.1	4	40.0
	6 級	22	5.3		
	7 級	5	1.2		
	計	413	100.0	10	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行 政 職 (一般職)	主 事 師 主 技 師	主 事 師 主 技 師	係 長 主任主査 主任主査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 課長補佐 副 参 事	課 長 参 事	部 長
行 政 職 (消防職)	消防副士長 消 防 士	消 防 士 長 消防副士長 消 防 士	消防司令補 消 防 士 長 消防副士長	消 防 司 令 消 防 司 令 補	消 防 司 令 長 消 防 司 令	消 防 司 令 長 消 防 司 令	消 防 司 令 長
技 能 職 労 務 職	自動車運転員 管 理 員 調 理 員	自動車運転員 管 理 員 調 理 員	自動車運転員 管 理 員 調 理 員	自動車運転員 管 理 員 調 理 員	自動車運転員 管 理 員 調 理 員		

エ 昇給

区 分		合 計	行 政 職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	422	412	10	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	422	412	10	
	号 給 数 別 内 訳	2 号給 (人)	83	79	4
		4 号給 (人)	324	318	6
		6 号給 (人)	5	5	
		8 号給 (人)	10	10	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	432	422	10	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	432	422	10	
	号 給 数 別 内 訳	2 号給 (人)	83	79	4
		4 号給 (人)	334	328	6
		6 号給 (人)	5	5	
		8 号給 (人)	10	10	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0	100.0		

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
国 の 制 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退 職 時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
国 の 制 度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

キ 地域手当

該当なし

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給 与 総 額 に 対 す る 比 率	0.1%

支給対象職員の比率（令和7年10月1日現在）	17.8%
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収手当、救急業務手当、災害出動手当

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	支給対象となる家賃額の下限 12,000円（国：16,000円） 支給手当額の上限 27,000円（国：28,000円）
通勤手当	同じ	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 (5年度) 現在高	前年度末 (6年度) 現在高	当該年度中(7年度) 増減見込み		
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額
			補正前	補正後	
1 普通債	18,693,097	17,770,521	1,984,700	1,987,400	2,382,537
(1) 総務	444,449	456,332	99,400	99,400	48,063
(2) 民生	516,650	506,942	98,600	98,600	55,249
(3) 衛生	5,428,761	5,042,559	426,400	426,400	569,060
(4) 労働	6,379	5,468			911
(5) 農林水産	2,139,723	2,212,672	268,400	268,400	166,975
(6) 商工	460,099	403,051	26,800	26,800	75,516
(7) 土木	4,594,663	4,464,400	817,000	817,000	635,397
(8) 公営住宅	293,712	240,875			53,514
(9) 消防	1,924,267	1,644,137	214,100	216,800	379,796
(10) 教育	2,884,394	2,794,085	34,000	34,000	398,056
2 災害復旧債	550,884	539,179	268,400	298,100	73,098
(1) 補助	488,157	454,927	229,300	259,000	69,150
(2) 単独	62,727	84,252	39,100	39,100	3,948
3 その他債	16,190,275	14,401,453	234,900	234,900	1,975,339
(1) 減税 補てん	19,303	9,783			6,798
(2) 臨時 財政対策	9,183,112	8,331,688			900,948
(3) 減収 補てん	77,932	73,370			4,565
(4) 合併特例	6,909,928	5,986,612	234,900	234,900	1,063,028
合計	35,434,256	32,711,153	2,488,000	2,520,400	4,430,974

単位：千円

当該年度末 (7年度) 現在高見込額	
補正前	補正後
17,372,684	17,375,384
507,669	507,669
550,293	550,293
4,899,899	4,899,899
4,557	4,557
2,314,097	2,314,097
354,335	354,335
4,646,003	4,646,003
187,361	187,361
1,478,441	1,481,141
2,430,029	2,430,029
734,481	764,181
615,077	644,777
119,404	119,404
12,661,014	12,661,014
2,985	2,985
7,430,740	7,430,740
68,805	68,805
5,158,484	5,158,484
30,768,179	30,800,579

議案第116号

令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度糸魚川市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,389千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,779,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財産収入		550	750	1,300
	1 財産運用収入	550	750	1,300
6 繰入金		273,437	1,514	274,951
	1 繰入金	273,437	1,514	274,951
7 繰越金		157,089	13,125	170,214
	1 繰越金	157,089	13,125	170,214
補正されなかった款項に係わる額		3,333,524	0	3,333,524
歳入合計		3,764,600	15,389	3,779,989

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		60,007	1,514	61,521
	1 総務管理費	46,776	1,400	48,176
	4 医療費適正化対策事業費	4,179	114	4,293
4 保健事業費		68,283	163	68,446
	1 特定健康診査等事業費	49,446	163	49,609
5 基金積立金		550	750	1,300
	1 基金積立金	550	750	1,300
7 諸支出金		12,281	12,962	25,243
	1 償還金及び還付加算金	3,601	12,962	16,563
補正されなかった款項に係わる額		3,623,479	0	3,623,479
歳 出 合 計		3,764,600	15,389	3,779,989

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（国民健康保険事業特別会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
5 財産収入	550	750	1,300
6 繰入金	273,437	1,514	274,951
7 繰越金	157,089	13,125	170,214
補正されなかった款に係わる額	3,333,524	0	3,333,524
歳入合計	3,764,600	15,389	3,779,989

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	60,007	1,514	61,521
4 保健事業費	68,283	163	68,446
5 基金積立金	550	750	1,300
7 諸支出金	12,281	12,962	25,243
補正されなかった款に係わる額	3,623,479	0	3,623,479
歳 出 合 計	3,764,600	15,389	3,779,989

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		1,514	
			163
		750	
			12,962
		2,264	13,125

節		金額	説明
区分			
1 財産基金収入		750	1 財政調整基金積立金利子 750
1 基準内繰入金		1,514	4 職員給与費等繰入金 1,514
1 前年度繰越金		13,125	1 前年度繰越金 13,125

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
1 款	総務費	60,007	1,514	61,521
1 項	総務管理費	46,776	1,400	48,176
1 目	一般管理費	44,932	1,400	46,332
節		1 一般管理費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	33,204	1,289
1 報酬	73	[財源内訳]		
2 給料	748	・繰入金		
3 職員手当等	434	職員給与費等繰入金 1,289		
4 共済費	145	6 一般管理費		
		事業費	11,728	111
		[財源内訳]		
		・繰入金		
		職員給与費等繰入金 111		
4 項	医療費適正化対策事業費	4,179	114	4,293
1 目	医療費適正化対策事業費	4,179	114	4,293
節		1 医療費適正化対策事業費		
区 分	金 額	事業費	4,179	114
1 報酬	47	[財源内訳]		
3 職員手当等	16	・繰入金		
4 共済費	3	職員給与費等繰入金 114		
8 旅費	48			
4 款	保健事業費	68,283	163	68,446
1 項	特定健康診査等事業費	49,446	163	49,609
1 目	特定健康診査等事業費	49,446	163	49,609
節		1 特定健康診査・特定保健指導		
区 分	金 額	事業費	49,446	163
1 報酬	114	[財源内訳]		
3 職員手当等	49	・一般財源 163		
5 款	基金積立金	550	750	1,300
1 項	基金積立金	550	750	1,300
1 目	財政調整基金積立金	550	750	1,300
節		1 財政調整基金積立金		
区 分	金 額	事業費	550	750
24 積立金	750	[財源内訳]		
		・財産収入		
		財政調整基金積立金利子 750		
7 款	諸支出金	12,281	12,962	25,243
1 項	償還金及び還付加算金	3,601	12,962	16,563
2 目	償還金	1	12,962	12,963
節		1 保険給付費等交付金償還金		
区 分	金 額	事業費	1	12,862
22 償還金、利子及び割引料	12,962	[財源内訳]		
		・一般財源 12,862		
		2 その他償還金		
		事業費	0	100
		[財源内訳]		
		・一般財源 100		
歳 出 合 計		3,764,600	15,389	3,779,989

国民健康保険事業特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
			1,514	
			1,400	
			1,400	
1 一般管理費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		748	寒冷地手当	16
期末手当		203	職員共済組合負担金	145
勤勉手当		177		
6 一般管理費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		73	会計年度任用職員勤勉手当	17
会計年度任用職員期末手当		21		
財 源 内 訳			114	
			114	
1 医療費適正化対策事業費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		47	職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	3
会計年度任用職員期末手当		9		
会計年度任用職員勤勉手当		7	会計年度任用職員費用弁償	48
財 源 内 訳				163
				163
				163
1 特定健康診査・特定保健指導の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		114	会計年度任用職員勤勉手当	16
会計年度任用職員期末手当		33		
財 源 内 訳			750	
			750	
			750	
1 財政調整基金積立金の経費内訳				
財政調整基金積立金		750		
財 源 内 訳				12,962
				12,962
				12,962
1 保険給付費等交付金償還金の経費内訳				
県返還金		12,862		
2 その他償還金の経費内訳				
国返還金		100		
財 源 内 訳			2,264	13,125

国民健康保険事業特別会計補正予算
給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	5 (4)	8,233	18,301	12,406	38,940	7,118	46,058
補 正 前	5 (4)	7,999	17,553	11,907	37,459	6,970	44,429
比 較	0 (0)	234	748	499	1,481	148	1,629

備考 会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 後		306	350		2,400		
	補 正 前		306	350		2,400		
	比 較		0	0		0		
	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		5,003	4,110	237	0		
	補 正 前		4,737	3,893	221	0		
	比 較		266	217	16	0		
	区 分	夜 勤 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当				合 計
	補 正 後							12,406
補 正 前							11,907	
比 較							499	

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	5		18,301	10,702	29,003	5,490	34,493
補 正 前	5		17,553	10,306	27,859	5,345	33,204
比 較	0		748	396	1,144	145	1,289

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後		306	350		2,400		
	補 正 前		306	350		2,400		
	比 較		0	0		0		
	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		4,023	3,386	237			
	補 正 前		3,820	3,209	221			
	比 較		203	177	16			
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後							10,702
	補 正 前							10,306
	比 較							396

イ 会計年度任用職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(4)	8,233		1,704	9,937	1,628	11,565
補 正 前	(4)	7,999		1,601	9,600	1,625	11,225
比 較	(0)	234		103	337	3	340

備考 ()内は、会計年度任用職員(パートタイム)の人数

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		980	724				
	補 正 前		917	684				
	比 較		63	40				
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後							1,704
	補 正 前							1,601
	比 較							103

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	748	給与改定に伴う増減分	661	本年度給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	87	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 現に在職する職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 5人 補正前 5人 増 減 0人 会計年度任用職員 補正後 (4)人 補正前 (4)人 増 減 (0)人
職 員 手 当	499	制度改正に伴う増減分	569	本年度給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改正 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	△70	人事異動等に伴うもの	

備考 会計年度任用職員（パートタイム）を含む。その人数は（ ）内に別掲

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額（円）	293,060
	平均給与月額（円）	300,960
	平均年齢（歳）	37.11
令和6年10月1日現在	平均給料月額（円）	272,740
	平均給与月額（円）	283,660
	平均年齢（歳）	35.08

イ 初任給

区 分	行 政 職(円)	国 の 制 度
		行政職(一)(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級	2	40.0
	2 級		
	3 級	2	40.0
	4 級		
	5 級	1	20.0
	6 級		
	7 級		
	計	5	100.0
令和6年10月1日現在	1 級	2	40.0
	2 級		
	3 級	2	40.0
	4 級	1	20.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	5	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 技 師 主 事 師	主 技 師 主 事 師	係 長 主任主査 主任主査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 課長補佐 副 参 事	課 長 参 事	部 長

エ 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5		
	号 給 数 別 内 訳	2 号給 (人)	1	
		4 号給 (人)	4	
		6 号給 (人)		
		8 号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5		
	号 給 数 別 内 訳	2 号給 (人)	1	
		4 号給 (人)	4	
		6 号給 (人)		
		8 号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
国 の 制 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退 職 時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
国 の 制 度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

キ 特殊勤務手当

該当なし

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異なる	支給対象となる家賃額の下限 12,000円(国:16,000円) 支給手当額の上限 27,000円(国:28,000円)
通 勤 手 当	同 じ	

議案第117号

令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

令和7年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892千円を追加し、歳入歳出それぞれ224,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		105,060	892	105,952
	1 外来収入	104,310	892	105,202
補正されなかった款項に係わる額		118,840	0	118,840
歳入合計		223,900	892	224,792

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		80,802	892	81,694
	1 施設管理費	80,802	892	81,694
補正されなかった款項に係わる額		143,098	0	143,098
歳 出 合 計		223,900	892	224,792

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書 (国民健康保険診療所特別会計)

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	105,060	892	105,952
補正されなかった款に係わる額	118,840	0	118,840
歳入合計	223,900	892	224,792

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	80,802	892	81,694
補正されなかった款に係わる額	143,098	0	143,098
歳出合計	223,900	892	224,792

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			892
			892

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
1款 診療収入	105,060	892	105,952
1項 外来収入	104,310	892	105,202
2目 診療報酬支払基金収入	14,500	892	15,392
歳 入 合 計	223,900	892	224,792

国民健康保険診療所特別会計

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計	
1 款	総務費	80,802	892	81,694	
1 項	施設管理費	80,802	892	81,694	
1 目	一般管理費	80,802	892	81,694	
節		1 一般管理費職員人件費			
区 分	金 額	事業費	34,566	1,568	36,134
2 給料	400	[財源内訳]			
3 職員手当等	340	・一般財源			1,568
4 共済費	152				
		6 一般管理費			
		事業費	46,236	△676	45,560
		[財源内訳]			
		・一般財源			△676
歳 出 合 計		223,900	892	224,792	

国民健康保険診療所特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				892
				892
				892
1 一般管理費職員人件費の経費内訳				
一般職給料		898	期末手当	70
住居手当		81	勤勉手当	44
通勤手当		112	寒冷地手当	35
特殊勤務手当		12	職員共済組合負担金	316
6 一般管理費の経費内訳				
会計年度任用職員給料		△498	職員共済組合負担金（会計年度任用	
会計年度任用職員通勤手当		△14	職員）	△164
財 源 内 訳				892

国民健康保険診療所特別会計
給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	9		25,887	8,733	34,620	8,530	43,150
補 正 前	8		25,487	8,393	33,880	8,378	42,258
比 較	1		400	340	740	152	892

備考 会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当 手	管理職員特別勤務手当
	補 正 後		81	781	12	923		
	補 正 前		0	683	0	923		
	比 較		81	98	12	0		
	区 分	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 当 手	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		3,817	3,002	117			
	補 正 前		3,747	2,958	82			
	比 較		70	44	35			
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後							8,733
補 正 前							8,393	
比 較							340	

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	3		8,855	4,154	13,009	2,555	15,564
補 正 前	2		7,957	3,800	11,757	2,239	13,996
比 較	1		898	354	1,252	316	1,568

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後		81	232	12	400		
	補 正 前		0	120	0	400		
	比 較		81	112	12	0		
	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		1,808	1,504	117			
	補 正 前		1,738	1,460	82			
	比 較		70	44	35			
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後							4,154
	補 正 前							3,800
	比 較							354

イ 会計年度任用職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	6		17,032	4,579	21,611	5,975	27,586
補 正 前	6		17,530	4,593	22,123	6,139	28,262
比 較	0		△ 498	△ 14	△ 512	△ 164	△ 676

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後			549		523		
	補 正 前			563		523		
	比 較			△ 14		0		
	区 分	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		2,009	1,498				
	補 正 前		2,009	1,498				
	比 較		0	0				
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後							4,579
	補 正 前							4,593
	比 較							△ 14

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	400	給与改定に伴う増減分	1,110	本年度給与改定に伴うもの	給料月額改定
		その他の増減分	△710	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 現に在職する職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 3人 補正前 2人 増 減 1人 会計年度任用職員 補正後 6人 補正前 6人 増 減 0人
職 員 手 当	340	制度改正に伴う増減分	458	本年度給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	△118	人事異動等に伴うもの	

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

ア 職員1人当たり給与

区 分		医 療 職(三)
令和7年10月1日現在	平均給料月額(円)	310,180
	平均給与月額(円)	315,180
	平均年齢(歳)	46.06
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	301,550
	平均給与月額(円)	306,550
	平均年齢(歳)	45.06

イ 初任給

区 分	医 療 職(三)(円)	国 の 制 度
		医療職(三)(円)
大 学 卒	239,700	239,700

ウ 級別職員数

区 分	級	医療職(三)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	2	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	2	100.0
令和6年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	2	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職(三)	准看護師	看護師 准看護師 保健師	看護師長 保健師長 主任	看護師長 副参事 主任			

エ 昇 給

区 分		行政職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2		
	号給数別内訳	2号給 (人)	1	
		4号給 (人)	1	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)		100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2		
	号給数別内訳	2号給 (人)	1	
		4号給 (人)	1	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)		100.0		

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
国 の 制 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退 職 時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
国 の 制 度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

キ 特殊勤務手当

該当なし

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異なる	支給対象となる家賃額の下限 12,000円(国:16,000円) 支給手当額の上限 27,000円(国:28,000円)
通 勤 手 当	同 じ	

議案第118号

令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度糸魚川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,035千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,384,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		548,349	13,196	561,545
	1 後期高齢者医療保険料	548,349	13,196	561,545
3 繰入金		805,888	260	806,148
	1 一般会計繰入金	805,888	260	806,148
4 繰越金		1	3,482	3,483
	1 繰越金	1	3,482	3,483
5 諸収入		10,061	1,097	11,158
	2 償還金及び還付加算金	2,060	500	2,560
	3 雑入	8,000	597	8,597
補正されなかった款項に係わる額		2,101	0	2,101
歳入合計		1,366,400	18,035	1,384,435

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,340,822	16,938	1,357,760
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,340,822	16,938	1,357,760
3 諸支出金		2,061	1,097	3,158
	1 償還金及び還付加算金	2,060	500	2,560
	2 繰出金	1	597	598
補正されなかった款項に係わる額		23,517	0	23,517
歳 出 合 計		1,366,400	18,035	1,384,435

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（後期高齢者医療特別会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	548,349	13,196	561,545
3 繰入金	805,888	260	806,148
4 繰越金	1	3,482	3,483
5 諸収入	10,061	1,097	11,158
補正されなかった款に係わる額	2,101	0	2,101
歳入合計	1,366,400	18,035	1,384,435

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納 付金	1,340,822	16,938	1,357,760
3 諸支出金	2,061	1,097	3,158
補正されなかった款に係わる額	23,517	0	23,517
歳 出 合 計	1,366,400	18,035	1,384,435

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		13,456	3,482
		1,097	
		14,553	3,482

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
1款 後期高齢者医療保険料	548,349	13,196	561,545
1項 後期高齢者医療保険料	548,349	13,196	561,545
1目 特別徴収保険料	416,745	10,029	426,774
2目 普通徴収保険料	131,604	3,167	134,771
3款 繰入金	805,888	260	806,148
1項 一般会計繰入金	805,888	260	806,148
3目 療養給付費繰入金	582,012	260	582,272
4款 繰越金	1	3,482	3,483
1項 繰越金	1	3,482	3,483
1目 繰越金	1	3,482	3,483
5款 諸収入	10,061	1,097	11,158
2項 償還金及び還付加算金	2,060	500	2,560
1目 還付金	2,000	500	2,500
3項 雑入	8,000	597	8,597
1目 雑入	8,000	597	8,597
歳 入 合 計	1,366,400	18,035	1,384,435

後期高齢者医療特別会計

節		金額	説明	明
区	分			
1	現年度分	10,029	1 現年度特別徴収分	10,029
1	現年度分	3,167	1 現年度普通徴収分	3,167
1	療養給付費繰入金	260	1 療養給付費繰入金（基準内）	260
1	繰越金	3,482	1 前年度繰越金	3,482
1	還付金	500	1 還付金	500
1	後期高齢者医療雑入	597	1 新潟県後期高齢者医療広域連合派遣職員人 件費負担金	597

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
2 款	後期高齢者医療広域連合納付金	1,340,822	16,938	1,357,760
1 項	後期高齢者医療広域連合納付金	1,340,822	16,938	1,357,760
1 目	後期高齢者医療広域連合納付金	1,340,822	16,938	1,357,760
節		1 後期高齢者医療広域連合納付金		
区 分	金 額	事業費	1,340,822	16,938
18 負担金、補助及び交付金	16,938	[財源内訳]		
		・繰入金		
		療養給付費繰入金（基準内）		
		260		
		・後期高齢者医療保険料		
		現年度特別徴収分		
		10,029		
		現年度普通徴収分		
		3,167		
		・一般財源		
		3,482		
3 款	諸支出金	2,061	1,097	3,158
1 項	償還金及び還付加算金	2,060	500	2,560
1 目	還付金	2,000	500	2,500
節		1 還付金		
区 分	金 額	事業費	2,000	500
22 償還金、利子及び割引料	500	[財源内訳]		
		・諸収入		
		還付金		
		500		
2 項	繰出金	1	597	598
1 目	他会計繰出金	1	597	598
節		1 一般会計繰出金		
区 分	金 額	事業費	1	597
27 繰出金	597	[財源内訳]		
		・諸収入		
		新潟県後期高齢者医療広域連合派遣職員		
		人件費負担金		
		597		
歳 出 合 計		1,366,400	18,035	1,384,435

後期高齢者医療特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
			13,456	3,482
			13,456	3,482
			13,456	3,482
1 後期高齢者医療広域連合納付金の経費内訳				
後期高齢者医療保険料納付金	16,678	後期高齢者医療療養給付費負担金		260
財 源 内 訳			1,097	
			500	
			500	
1 還付金の経費内訳				
保険料還付金	500			
財 源 内 訳			597	
			597	
1 一般会計繰出金の経費内訳				
一般会計繰出金	597			
財 源 内 訳			14,553	3,482

議案第119号

令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度糸魚川市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,054千円を追加し、歳入歳出それぞれ5,570,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,384,868	1,092	1,385,960
	2 国庫補助金	487,368	1,092	488,460
5 県支出金		794,237	121	794,358
	3 県補助金	48,064	121	48,185
6 財産収入		800	1,200	2,000
	1 財産運用収入	800	1,200	2,000
8 繰入金		898,733	494	899,227
	1 他会計繰入金	837,724	494	838,218
9 繰越金		66,010	147	66,157
	1 繰越金	66,010	147	66,157
補正されなかった款項に係わる額		2,422,852	0	2,422,852
歳入合計		5,567,500	3,054	5,570,554

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		120,691	1,223	121,914
	1 総務管理費	62,903	△477	62,426
	2 徴収費	4,313	1,700	6,013
3 地域支援事業費		318,654	631	319,285
	3 包括的支援事業・任意事業費	144,697	631	145,328
5 基金積立金		800	1,200	2,000
	1 基金積立金	800	1,200	2,000
補正されなかった款項に係わる額		5,127,355	0	5,127,355
歳 出 合 計		5,567,500	3,054	5,570,554

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（介護保険事業特別会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,384,868	1,092	1,385,960
5 県支出金	794,237	121	794,358
6 財産収入	800	1,200	2,000
8 繰入金	898,733	494	899,227
9 繰越金	66,010	147	66,157
補正されなかった款に係わる額	2,422,852	0	2,422,852
歳入合計	5,567,500	3,054	5,570,554

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	120,691	1,223	121,914
3 地域支援事業費	318,654	631	319,285
5 基金積立金	800	1,200	2,000
補正されなかった款に係わる額	5,127,355	0	5,127,355
歳 出 合 計	5,567,500	3,054	5,570,554

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
850		373	
363		121	147
		1,200	
1,213		1,694	147

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
3款 国庫支出金	1,384,868	1,092	1,385,960
2項 国庫補助金	487,368	1,092	488,460
3目 地域支援事業交付金（介護予防・ 日常生活支援総合事業以外）	52,856	242	53,098
6目 事業費補助金	0	850	850
5款 県支出金	794,237	121	794,358
3項 県補助金	48,064	121	48,185
2目 地域支援事業交付金（介護予防・ 日常生活支援総合事業以外）	26,428	121	26,549
6款 財産収入	800	1,200	2,000
1項 財産運用収入	800	1,200	2,000
1目 利子及び配当金	800	1,200	2,000
8款 繰入金	898,733	494	899,227
1項 他会計繰入金	837,724	494	838,218
3目 地域支援事業繰入金（介護予防・ 日常生活支援総合事業以外）	26,427	121	26,548
5目 その他繰入金	120,681	373	121,054
9款 繰越金	66,010	147	66,157
1項 繰越金	66,010	147	66,157
1目 繰越金	66,010	147	66,157
歳 入 合 計	5,567,500	3,054	5,570,554

介護保険事業特別会計

節		金額	説明	明
区	分			
1	現年度分	242	1 地域支援事業交付金（総合事業以外）現年度分	242
1	介護保険事業費補助金	850	1 介護保険事業費補助金	850
1	現年度分	121	1 地域支援事業交付金（総合事業以外）現年度分	121
1	利子及び配当金	1,200	1 介護給付費準備基金積立金利子	1,200
1	現年度分	121	1 基準内繰入金	121
1	職員給与費等繰入金	△ 477	1 基準内繰入金（職員給与費等）	△ 477
2	事務費繰入金	850	1 基準内繰入金（事務費）	850
1	繰越金	147	1 前年度繰越金	147

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
1 款	総務費	120,691	1,223	121,914
1 項	総務管理費	62,903	△477	62,426
1 目	一般管理費	62,903	△477	62,426
節		1 一般管理費職員人件費		
区 分	金 額	事業費	61,351	△477
1 報酬	157	[財源内訳]		△477
2 給料	△1,027	・ 繰入金		
3 職員手当等	596	基準内繰入金（職員給与費等）		
4 共済費	△203			
2 項	徴収費	4,313	1,700	6,013
1 目	賦課徴収費	4,313	1,700	6,013
節		1 賦課徴収費		
区 分	金 額	事業費	4,313	1,700
12 委託料	1,700	[財源内訳]		850
		・ 国庫支出金 介護保険事業費補助金		
		・ 繰入金 基準内繰入金（事務費）		850
3 款	地域支援事業費	318,654	631	319,285
3 項	包括の支援事業・任意事業費	144,697	631	145,328
1 目	包括の支援事業費	102,223	500	102,723
節		1 包括の支援事業		
区 分	金 額	事業費	102,223	500
1 報酬	69	[財源内訳]		192
2 給料	237	・ 国庫支出金 地域支援事業交付金（総合事業以外）現 年度分		
3 職員手当等	151	・ 県支出金 地域支援事業交付金（総合事業以外）現 年度分		
4 共済費	43	・ 繰入金 基準内繰入金		
		・ 一般財源		116
3 目	在宅医療・介護連携推進事業費	4,174	78	4,252
節		1 在宅医療・介護連携推進事業		
区 分	金 額	事業費	4,174	78
1 報酬	43	[財源内訳]		30
3 職員手当等	33	・ 国庫支出金 地域支援事業交付金（総合事業以外）現 年度分		
4 共済費	2	・ 県支出金 地域支援事業交付金（総合事業以外）現 年度分		
		・ 繰入金 基準内繰入金		
		・ 一般財源		15
4 目	生活支援体制整備事業費	9,894	53	9,947
節		1 生活支援体制整備事業		
区 分	金 額	事業費	9,894	53

介護保険事業特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
	850		373	
			△477	
			△477	
1 一般管理費職員人件費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		157	児童手当	480
一般職給料	△1,027		会計年度任用職員期末手当	33
扶養手当	312		会計年度任用職員勤勉手当	16
住居手当	△324		職員共済組合負担金	△210
期末手当	193		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	7
勤勉手当	△114			
財 源 内 訳	850		850	
	850		850	
1 賦課徴収費の経費内訳				
システム改修委託料	1,700			
財 源 内 訳	363		121	147
	363		121	147
	288		96	116
1 包括的支援事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬		69	勤勉手当	62
一般職給料	237		会計年度任用職員期末手当	17
通勤手当	2		職員共済組合負担金	43
期末手当	70			
財 源 内 訳	45		15	18
1 在宅医療・介護連携推進事業の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	43		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	2
会計年度任用職員期末手当	24			
会計年度任用職員勤勉手当	9			
財 源 内 訳	30		10	13
1 生活支援体制整備事業の経費内訳				

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
会計年度任用職員報酬		22	会計年度任用職員勤勉手当	8
会計年度任用職員期末手当		23		
財 源 内 訳			1,200	
			1,200	
			1,200	
1 介護給付費準備基金積立金の経費内訳				
介護給付費準備基金積立金		1,200		
財 源 内 訳	1,213		1,694	147

介護保険事業特別会計補正予算
給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	10 (16)	30,098	36,375	26,851	93,324	16,393	109,717
補 正 前	10 (16)	29,807	37,165	26,040	93,012	16,551	109,563
比 較	0 (0)	291	△ 790	811	312	△ 158	154

備考 会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当 手	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	1,098	0	309		3,600		
	補 正 前	786	324	307		3,600		
	比 較	312	△ 324	2		0		
	区 分	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 当 手	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		11,360	8,822	642	1,020		
	補 正 前		11,000	8,841	642	540		
	比 較		360	△ 19	0	480		
	区 分	夜勤手当	地域手当	退職手当				合 計
	補 正 後							26,851
補 正 前							26,040	
比 較							811	

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	10		36,375	21,896	58,271	11,318	69,589
補 正 前	10		37,165	21,215	58,380	11,485	69,865
比 較	0		△ 790	681	△ 109	△ 167	△ 276

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 後	1,098	0	309		3,600		
	補 正 前	786	324	307		3,600		
	比 較	312	△ 324	2		0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		8,499	6,728	642	1,020		
	補 正 前		8,236	6,780	642	540		
	比 較		263	△ 52	0	480		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 勤 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当				合 計
	補 正 後							21,896
	補 正 前							21,215
	比 較							681

イ 会計年度任用職員

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(16)	30,098		4,955	35,053	5,075	40,128
補 正 前	(16)	29,807		4,825	34,632	5,066	39,698
比 較	(0)	291		130	421	9	430

備考 () 内は、会計年度任用職員(パートタイム)の人数

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		2,861	2,094				
	補 正 前		2,764	2,061				
	比 較		97	33				
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 勤 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当				合 計
	補 正 後							4,955
	補 正 前							4,825
	比 較							130

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△790	給与改定に伴う増減分	1,173	本年度給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	△1,963	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 現に在職する職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 10人 補正前 10人 増 減 0人 会計年度任用職員 補正後 (16)人 補正前 (16)人 増 減 (0)人
職 員 手 当	811	制度改正に伴う増減分	1,218	本年度給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改正 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	△407	人事異動等に伴うもの	

備考 会計年度任用職員（パートタイム）を含む。その人数は（ ）内に別掲

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額（円）	306,420
	平均給与月額（円）	318,753
	平均年齢（歳）	41.10
令和6年10月1日現在	平均給料月額（円）	292,520
	平均給与月額（円）	303,920
	平均年齢（歳）	39.03

イ 初任給

区 分	行 政 職(円)	国 の 制 度
		行政職(一)(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級	2	20.0
	2 級	1	10.0
	3 級	6	60.0
	4 級		
	5 級	1	10.0
	6 級		
	7 級		
	計	10	100.0
令和6年10月1日現在	1 級	3	30.0
	2 級		
	3 級	6	60.0
	4 級		
	5 級	1	10.0
	6 級		
	7 級		
	計	10	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行 政 職	主 技 師 主 事 師	主 技 師 主 事 師	係 長 主任主査 主任主査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 課長補佐 副 参 事	課 長 参 事	部 長

エ 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	10		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10		
	号 給 数 別 内 訳	2 号給 (人)		
		4 号給 (人)	10	
		6 号給 (人)		
	8 号給 (人)			
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	10		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10		
	号 給 数 別 内 訳	2 号給 (人)		
		4 号給 (人)	10	
		6 号給 (人)		
	8 号給 (人)			
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0		

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
国 の 制 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
国 の 制 度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

キ 特殊勤務手当

該当なし

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	支給対象となる家賃額の下限 12,000円(国:16,000円) 支給手当額の上限 27,000円(国:28,000円)
通 勤 手 当	同 じ	

議案第120号

令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度糸魚川市の有線テレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705千円を追加し、歳入歳出それぞれ86,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		5,300	705	6,005
	1 繰越金	5,300	705	6,005
補正されなかった款項に係わる額		80,200	0	80,200
歳入合計		85,500	705	86,205

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設事業費		84,460	705	85,165
	1 施設管理費	84,460	705	85,165
補正されなかった款項に係わる額		1,040	0	1,040
歳 出 合 計		85,500	705	86,205

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（有線テレビ事業特別会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	5,300	705	6,005
補正されなかった款に係わる額	80,200	0	80,200
歳入合計	85,500	705	86,205

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 施設事業費	84,460	705	85,165
補正されなかった款に係わる額	1,040	0	1,040
歳 出 合 計	85,500	705	86,205

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			705
			705

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	705	1 前年度繰越金 705

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
1 款	施設事業費	84,460	705	85,165
1 項	施設管理費	84,460	705	85,165
1 目	職員人件費	15,546	705	16,251
節		1 有線テレビ施設職員人件費		
区 分	金 額	事業費	15,546	705
2 給料	226	[財源内訳]		705
3 職員手当等	304	・ 一般財源		
4 共済費	175			
歳 出 合 計		85,500	705	86,205

有線テレビ事業特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				705
				705
				705
1 有線テレビ施設職員人件費の経費内訳				
一般職給料		226	期末手当	72
扶養手当		24	勤勉手当	61
通勤手当		2	職員共済組合負担金	175
時間外勤務手当		145		
財 源 内 訳				705

有線テレビ事業特別会計
給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

単位:千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2		8,524	5,040	13,564	2,687	16,251
補 正 前	2		8,298	4,736	13,034	2,512	15,546
比 較	0		226	304	530	175	705

単位:千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	300		88		745		
	補 正 前	276		86		600		
	比 較	24		2		145		
	区 分	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当 手	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	休 日 給
	補 正 後		1,943	1,584	140	240		
	補 正 前		1,871	1,523	140	240		
	比 較		72	61	0	0		
	区 分	夜 勤 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当				合 計
	補 正 後							5,040
	補 正 前							4,736
	比 較							304

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	226	給与改定に伴う増減分	233	本 年 度 給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	△7	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 現に在職する職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 2人 補正前 2人 増 減 0人
職 員 手 当	304	制度改正に伴う増減分	159	本 年 度 給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	145	人事異動等に伴うもの	

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額（円）	345,050
	平均給与月額（円）	361,600
	平均年齢（歳）	55.02
令和6年10月1日現在	平均給料月額（円）	339,900
	平均給与月額（円）	353,450
	平均年齢（歳）	54.02

イ 初任給

区 分	行 政 職(円)	国 の 制 度
		行政職(一)(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	2	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	2	100.0
令和6年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	2	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行 政 職	主 技 師 主 事 師	主 技 師 主 事 師	係 長 主任主査 主任主査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 課長補佐 副 参 事	課 長 参 事	部 長

エ 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		2	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)		1
		4号給 (人)		1
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)		100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		2	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)		1
		4号給 (人)		1
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)		100.0		

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
国 の 制 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
国 の 制 度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

キ 特殊勤務手当

該当なし

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異なる	支給対象となる家賃額の下限 12,000円(国:16,000円) 支給手当額の上限 27,000円(国:28,000円)
通 勤 手 当	同 じ	

議案第121号

令和7年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市ガス事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度糸魚川市ガス事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	ガス事業費用	1,266,200	6,110	1,272,310
第1項	営業費用	1,214,192	6,272	1,220,464
第2項	営業雑費用	44,917	△162	44,755

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「359,900千円」を「361,170千円」に、「318,372千円」を「319,642千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	資本的支出	363,600	1,270	364,870
第1項	建設改良費	345,435	1,270	346,705

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中「100,449千円」を「107,829千円」に改める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市ガス事業会計補正予算実施計画

収 益 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① ガス事業費用		1,266,200	6,110	1,272,310
1 営業費用		1,214,192	6,272	1,220,464
	2 供給販売及び一般管理費	622,175	6,272	628,447
2 営業雑費用		44,917	△ 162	44,755
	1 受注工事原価	44,814	△ 162	44,652

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
給料	1,734	
手当	75	
賞与引当金繰入額	194	
法定福利費	212	
退職給付費	4,057	
給料	△ 162	

資 本 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 資本的支出		363,600	1,270	364,870
1 建設改良費		345,435	1,270	346,705
	1 供給施設整備費	337,738	1,270	339,008

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
事務費	1,270	

ガス事業会計補正予算給与費明細書

1 総括

単位:千円

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定 支弁職員	7 (5)		40,105	38,954	79,059	11,971	91,030
	資本勘定 支弁職員	2		8,824	5,191	14,015	2,784	16,799
	合計	9 (5)		48,929	44,145	93,074	14,755	107,829
補正前	損益勘定 支弁職員	7 (5)		38,533	34,641	73,174	11,746	84,920
	資本勘定 支弁職員	2		8,581	4,286	12,867	2,662	15,529
	合計	9 (5)		47,114	38,927	86,041	14,408	100,449
比較	損益勘定 支弁職員	0 (0)		1,572	4,313	5,885	225	6,110
	資本勘定 支弁職員	0		243	905	1,148	122	1,270
	合計	0 (0)		1,815	5,218	7,033	347	7,380

備考 短時間再任用職員及び会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。
その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	管理職 手当
	補正後	1,380	324	549	1,193	4,537	
補正前	1,578	324	709	1,193	3,780		592
比較	△ 198	0	△ 160	0	757		6
区分	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手当	児童手当	退職 給付費	合計	
補正後	10,443	8,415	649	1,040	15,017		44,145
補正前	9,890	7,935	706	1,260	10,960		38,927
比較	553	480	△ 57	△ 220	4,057		5,218

備考 1 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。
2 退職給付費は、退職手当支給額ではなく、退職給付引当金繰入額

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位:千円

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	7 (1)		32,303	36,868	69,171	10,472	79,643
	資本勘定 支弁職員	2		8,824	5,191	14,015	2,784	16,799
	合 計	9 (1)		41,127	42,059	83,186	13,256	96,442
補 正 前	損益勘定 支弁職員	7 (1)		31,041	32,488	63,529	10,203	73,732
	資本勘定 支弁職員	2		8,581	4,286	12,867	2,662	15,529
	合 計	9 (1)		39,622	36,774	76,396	12,865	89,261
比 較	損益勘定 支弁職員	0 (0)		1,262	4,380	5,642	269	5,911
	資本勘定 支弁職員	0		243	905	1,148	122	1,270
	合 計	0 (0)		1,505	5,285	6,790	391	7,181

備考 短時間再任用職員に係る額を含む。その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	管 理 職 手 当
		補正後	1,380	324	309	1,193	4,411	
	補正前	1,578	324	358	1,193	3,630		592
	比 較	△ 198	0	△ 49	0	781		6
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児童手当	退 職 給 付 費		合 計
	補正後	9,435	7,703	649	1,040	15,017		42,059
	補正前	8,945	7,228	706	1,260	10,960		36,774
	比 較	490	475	△ 57	△ 220	4,057		5,285

備考 1 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。

2 退職給付費は、退職手当支給額ではなく、退職給付引当金繰入額

イ 会計年度任用職員

単位:千円

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	(4)		7,802	2,086	9,888	1,499	11,387
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	(4)		7,802	2,086	9,888	1,499	11,387
補 正 前	損益勘定 支弁職員	(4)		7,492	2,153	9,645	1,543	11,188
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	(4)		7,492	2,153	9,645	1,543	11,188
比 較	損益勘定 支弁職員	0		310	△ 67	243	△ 44	199
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		310	△ 67	243	△ 44	199

備考 () 内は、会計年度任用職員(パートタイム)の人数

単位:千円

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	管 理 職 手 当
	補 正 後				240		126	
補 正 前				351		150		
比 較				△ 111		△ 24		
区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	退 給 付 費			合 計
補 正 後	1,008	712						2,086
補 正 前	945	707						2,153
比 較	63	5						△ 67

備考 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。

2 給料及び手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	1,815	給与改定に伴う増減分	1,282	本 年 度 給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	533	人事異動等に伴うもの	職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 9(1)人 補正前 9(1)人 増 減 0(0)人 会計年度任用職員 補正後 (4)人 補正前 (4)人 増 減 (0)人
手 当	5,218	制度改正に伴う増減分	983	本 年 度 給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	4,235	人事異動等に伴うもの	

備考 短時間再任用職員及び会計年度任用職員（パートタイム）を含む。その人数は（ ）内に別掲

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額（円）	351,433
	平均給与月額（円）	388,538
	平均年齢（歳）	48.10
令和6年10月1日現在	平均給料月額（円）	340,500
	平均給与月額（円）	381,218
	平均年齢（歳）	48.11

(2) 初任給

区 分	行 政 職(円)	一般会計の制度
		行 政 職(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

(3) 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	4	44.5
	4 級	2	22.2
	5 級	2	22.2
	6 級	1	11.1
	7 級		
	計	9	100.0
令和6年10月1日現在	1 級		
	2 級	2	22.2
	3 級	2	22.2
	4 級	2	22.2
	5 級	2	22.2
	6 級	1	11.2
	7 級		
	計	9	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 事 師 技 師	主 事 師 技 師	係 長 主任主査 主 査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 長 次 長 副 参 事	局 長 事 参 事	局 長

(4) 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	9		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9		
	号給数別内訳	2号給(人)	3	
		4号給(人)	4	
		6号給(人)		
		8号給(人)	2	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	9		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9		
	号給数別内訳	2号給(人)	3	
		4号給(人)	4	
		6号給(人)		
		8号給(人)	2	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給 与 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	1.43
支給対象職員の比率（令和7年10月1日現在） (%)	69.4
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)	3,977
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	保安全管理手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
一般会計の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

(7) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退 職 時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
一般会計の制度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

議案第122号

令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度糸魚川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	水道事業費用	598,900	9,020	607,920
第1項	営業費用	579,312	9,020	588,332

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「445,000千円」を「446,050千円」に、「125,274千円」を「126,324千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	資本的支出	560,600	1,050	561,650
第1項	建設改良費	468,807	1,050	469,857

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条中「91,210千円」を「101,280千円」に改める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 水道事業費用		598,900	9,020	607,920
1 営業費用		579,312	9,020	588,332
	2 配水及び給水費	45,159	567	45,726
	4 総係費	103,208	8,453	111,661

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
給料	231	
手当	176	
賞与引当金繰入額	31	
法定福利費	129	
給料	1,431	
手当	581	
賞与引当金繰入額	154	
法定福利費	574	
退職給付費	5,713	

資 本 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 資本的支出		560,600	1,050	561,650
1 建設改良費		468,807	1,050	469,857
	2 配水及び給水設備整備費	426,028	1,050	427,078

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
事務費	1,050	

水道事業会計補正予算給与費明細書

1 総括

単位:千円

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定 支弁職員	6 (3)		31,494	32,801	64,295	9,475	73,770
	資本勘定 支弁職員	3 (1)		14,396	8,806	23,202	4,308	27,510
	合計	9 (4)		45,890	41,607	87,497	13,783	101,280
補正前	損益勘定 支弁職員	6 (3)		29,832	26,177	56,009	8,741	64,750
	資本勘定 支弁職員	3 (1)		13,894	8,302	22,196	4,264	26,460
	合計	9 (4)		43,726	34,479	78,205	13,005	91,210
比較	損益勘定 支弁職員	0 (0)		1,662	6,624	8,286	734	9,020
	資本勘定 支弁職員	0 (0)		502	504	1,006	44	1,050
	合計	0 (0)		2,164	7,128	9,292	778	10,070

備考 短時間再任用職員及び会計年度任用職員（パートタイム）に係る額を含む。
その人数は（ ）内に別掲

単位:千円

手当	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	管理職 手当
	補正後	630	588	709		3,594		286
	補正前	906	912	686		2,906		0
の内	比較	△ 276	△ 324	23		688		286
	区分	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手当	児童手当	退職 給付費		合計
	補正後	9,700	7,973	691	720	16,716		41,607
訳	補正前	9,150	7,448	748	720	11,003		34,479
	比較	550	525	△ 57	0	5,713		7,128

備考 1 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。
2 退職給付費は、退職手当支給額ではなく、退職給付引当金繰入額

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位:千円

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	6		25,444	31,375	56,819	8,241	65,060
	資本勘定 支弁職員	3 (1)		14,396	8,806	23,202	4,308	27,510
	合 計	9 (1)		39,840	40,181	80,021	12,549	92,570
補 正 前	損益勘定 支弁職員	6		24,139	24,859	48,998	7,547	56,545
	資本勘定 支弁職員	3 (1)		13,894	8,302	22,196	4,264	26,460
	合 計	9 (1)		38,033	33,161	71,194	11,811	83,005
比 較	損益勘定 支弁職員	0 (0)		1,305	6,516	7,821	694	8,515
	資本勘定 支弁職員	0 (0)		502	504	1,006	44	1,050
	合 計	0 (0)		1,807	7,020	8,827	738	9,565

備考 短時間再任用職員に係る額を含む。その人数は()内に別掲

単位:千円

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	管 理 職 手 当
	手 当 の 内 訳	補正後	630	588	599		3,554	
補正前		906	912	574		2,856		0
比 較		△ 276	△ 324	25		698		286
手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	退 給 職 付 費		合 計
	補正後	8,965	7,432	691	720	16,716		40,181
	補正前	8,488	6,954	748	720	11,003		33,161
	比 較	477	478	△ 57	0	5,713		7,020

備考 1 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。

2 退職給付費は、退職手当支給額ではなく、退職給付引当金繰入額

イ 会計年度任用職員

単位:千円

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(3)		6,050	1,426	7,476	1,234	8,710
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	(3)		6,050	1,426	7,476	1,234	8,710
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(3)		5,693	1,318	7,011	1,194	8,205
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	(3)		5,693	1,318	7,011	1,194	8,205
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(0)		357	108	465	40	505
	資 本 勘 定 支 弁 職 員							
	合 計	(0)		357	108	465	40	505

備考 () 内は、会計年度任用職員(パートタイム)の人数

単位:千円

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	管 理 職 手 当
	補 正 後			110		40		
	補 正 前			112		50		
	比 較			△ 2		△ 10		
区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	退 給 付 職 費		合 計	
補 正 後	735	541					1,426	
補 正 前	662	494					1,318	
比 較	73	47					108	

備考 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。

2 給料及び手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	2,164	給与改定に伴う増減分	1,215	本 年 度 給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	949	人事異動等に伴うもの	職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 9(1)人 補正前 9(1)人 増 減 0(0)人 会計年度任用職員 補正後 (3)人 補正前 (3)人 増 減 (0)人
手 当	7,128	制度改正に伴う増減分	879	本 年 度 給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025 月 勤勉手当 引上げ 0.025 月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025 月 勤勉手当 引上げ 0.025 月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	6,249	人事異動等に伴うもの	

備考 短時間再任用職員及び会計年度任用職員（パートタイム）を含む。その人数は（ ）内に別掲

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員を除く。）

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額（円）	340,489
	平均給与月額（円）	362,511
	平均年齢（歳）	49.11
令和6年10月1日現在	平均給料月額（円）	325,044
	平均給与月額（円）	353,178
	平均年齢（歳）	47.10

(2) 初任給

区 分	行 政 職(円)	一般会計の制度
		行 政 職(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

(3) 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	8	88.9
	4 級		
	5 級	1	11.1
	6 級		
	7 級		
	計	9	100.0
令和6年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	8	88.9
	4 級		
	5 級	1	11.1
	6 級		
	7 級		
	計	9	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 事 師 技 師	主 事 師 技 師	係 長 主任主査 主任主査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 次 長 副 参 事	局 長 参 事	局 長

(4) 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	9		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9		
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	3	
		4号給 (人)	6	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	9		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9		
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	3	
		4号給 (人)	6	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
一般会計の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

(6) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
一般会計の制度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
特 殊 勤 務 手 当	該当なし	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

議案第123号

令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	簡易水道事業収益	366,200	1,000	367,200
第2項	営業外収益	249,442	1,000	250,442

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	簡易水道事業費用	363,000	1,000	364,000
第1項	営業費用	338,867	1,000	339,867

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「112,300千円」を「112,260千円」に、「65,169千円」を「65,129千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	資本的支出	265,600	△40	265,560
第1項	建設改良費	132,822	△40	132,782

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中「31,512千円」を「32,472千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「88,800千円」を「89,800千円」に改める。

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 簡易水道事業収益		366,200	1,000	367,200
2 営業外収益		249,442	1,000	250,442
	2 他会計補助金	88,800	1,000	89,800

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 簡易水道事業費用		363,000	1,000	364,000
1 営業費用		338,867	1,000	339,867
	2 配水及び給水費	36,381	400	36,781
	3 総係費	24,705	600	25,305

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
他会計補助金	1,000	

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
給料	127	
手当	191	
賞与引当金繰入額	11	
法定福利費	71	
給料	242	
手当	△ 87	
賞与引当金繰入額	23	
法定福利費	18	
退職給付費	404	

資 本 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 資本的支出		265,600	△ 40	265,560
1 建設改良費		132,822	△ 40	132,782
	2 配水及び給水設備整備費	117,746	△ 40	117,706

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
事務費	△ 40	

簡易水道事業会計補正予算給与費明細書

1 総括

単位:千円

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定 支弁職員	3		11,472	9,120	20,592	3,801	24,393
	資本勘定 支弁職員	1		4,679	2,035	6,714	1,365	8,079
	合計	4		16,151	11,155	27,306	5,166	32,472
補正前	損益勘定 支弁職員	3		11,103	8,578	19,681	3,712	23,393
	資本勘定 支弁職員	1		4,567	2,210	6,777	1,342	8,119
	合計	4		15,670	10,788	26,458	5,054	31,512
比較	損益勘定 支弁職員	0		369	542	911	89	1,000
	資本勘定 支弁職員	0		112	△ 175	△ 63	23	△ 40
	合計	0		481	367	848	112	960

単位:千円

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当
	補正後	138		99		1,924		
	補正前	138		99		2,243		
	比較	0		0		△ 319		
の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	寒冷手当	児童手当	退職給付費		合計
	補正後	3,637	3,036	238	120	1,963		11,155
	補正前	3,484	2,907	238	120	1,559		10,788
	比較	153	129	0	0	404		367

- 備考 1 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。
 2 退職給付費は、退職手当支給額ではなく、退職給付引当金繰入額

2 給料及び手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	481	給与改定に伴う増減分	495	本 年 度 給与改定に 伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	△14	人事異動等 に伴うもの	職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 4人 補正前 4人 増 減 0人
手 当	367	制度改正に伴う増減分	334	本 年 度 給与改定に 伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	33	人事異動等 に伴うもの	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額 (円)	325,325
	平均給与月額 (円)	332,700
	平均年齢 (歳)	45.07
令和6年10月1日現在	平均給料月額 (円)	313,050
	平均給与月額 (円)	320,400
	平均年齢 (歳)	44.07

(2) 初任給

区 分	行 政 職(円)	一般会計の制度
		行政職(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

(3) 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	3	75.0
	4 級	1	25.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	4	100.0
令和6年10月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	3	75.0
	4 級	1	25.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	計	4	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 主任主査 主 査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 次 長 副 参 事	局 長 参 事	局 長

(4) 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	1	
		4号給 (人)	3	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	1	
		4号給 (人)	3	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
一般会計の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

(6) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
一般会計の制度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
特殊勤務手当	該当なし	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

議案第124号

令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度糸魚川市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度糸魚川市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 単位：千円

科	目	補正前の額	補正額	計
第1款	下水道事業費用	2,321,600	△2,190	2,319,410
第1項	営業費用	2,182,415	△2,190	2,180,225

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「650,400千円」を「652,590千円」に、「250千円」を「2,440千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 単位：千円

科	目	補正前の額	補正額	計
第1款	資本的支出	1,962,600	2,190	1,964,790
第1項	建設改良費	843,063	2,190	845,253

令和7年12月1日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 下水道事業費用		2,321,600	△ 2,190	2,319,410
1 営業費用		2,182,415	△ 2,190	2,180,225
	6 総係費	106,401	△ 2,190	104,211

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
給料	△ 513	
手当	△ 1,501	
賞与引当金繰入額	△ 39	
法定福利費	△ 475	
退職給付費	338	

資 本 的 支 出

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 資本的支出		1,962,600	2,190	1,964,790
1 建設改良費		843,063	2,190	845,253
	4 事務費	53,157	2,190	55,347

(税 込)
単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
事務費	2,190	

下水道事業会計補正予算給与費明細書

1 総括

単位:千円

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	5		20,683	17,491	38,174	6,623	44,797
	資本勘定 支弁職員	7		28,676	17,403	46,079	9,268	55,347
	合 計	12		49,359	34,894	84,253	15,891	100,144
補 正 前	損益勘定 支弁職員	5		21,196	18,694	39,890	7,097	46,987
	資本勘定 支弁職員	7		27,327	17,294	44,621	8,536	53,157
	合 計	12		48,523	35,988	84,511	15,633	100,144
比 較	損益勘定 支弁職員	0		△ 513	△ 1,203	△ 1,716	△ 474	△ 2,190
	資本勘定 支弁職員	0		1,349	109	1,458	732	2,190
	合 計	0		836	△ 1,094	△ 258	258	0

単位:千円

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管理職員特別 勤務手当	管 理 職 手 当
	補 正 後	1,542	642	449		3,655		
	補 正 前	2,070	642	285		3,317		
	比 較	△ 528	0	164		338		
区 分	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	退 職 給 付 費		合 計	
補 正 後	11,865	9,424	830	960	5,527		34,894	
補 正 前	12,356	9,641	988	1,500	5,189		35,988	
比 較	△ 491	△ 217	△ 158	△ 540	338		△ 1,094	

- 備考 1 期末手当・勤勉手当・法定福利費は、賞与引当金繰入額分を含む。
2 退職給付費は、退職手当支給額ではなく、退職給付引当金繰入額

2 給料及び手当の増減額の明細

単位：千円

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	836	給与改定に伴う増減分	1,460	本 年 度 給与改定に伴うもの	給料月額の改定
		その他の増減分	△624	人事異動等に伴うもの	職員数 会計年度任用職員以外の職員 補正後 12人 補正前 12人 増 減 0人
手 当	△1,094	制度改正に伴う増減分	960	本 年 度 給与改定に伴うもの	期末・勤勉手当支給率の改定 正職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 会計年度任用職員 期末手当 引上げ 0.025月 勤勉手当 引上げ 0.025月 実施時期 令和7年12月1日
		その他の増減分	△2,054	人事異動等に伴うもの	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和7年10月1日現在	平均給料月額 (円)	331,967
	平均給与月額 (円)	352,167
	平均年齢 (歳)	46.09
令和6年10月1日現在	平均給料月額 (円)	317,743
	平均給与月額 (円)	339,201
	平均年齢 (歳)	45.06

(2) 初任給

区 分	行 政 職(円)	一般会計の制度
		行政職(円)
高 校 卒	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000

(3) 級別職員数

区 分	級	行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級	1	8.3
	2 級		
	3 級	9	75.0
	4 級		
	5 級	2	16.7
	6 級		
	7 級		
	計	12	100.0
令和6年10月1日現在	1 級		
	2 級	1	8.3
	3 級	9	75.1
	4 級	1	8.3
	5 級	1	8.3
	6 級		
	7 級		
	計	12	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 主任主査 主 査 主任主事 主任技師	副 参 事 係 長 主任主査	参 事 次 長 副 参 事	局 長 参 事	局 長

(4) 昇 給

区 分		行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	12		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	12		
	号給数別内訳	2号給 (人)	2	
		4号給 (人)	9	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)	1	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	12		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	12		
	号給数別内訳	2号給 (人)	2	
		4号給 (人)	9	
		6号給 (人)		
		8号給 (人)	1	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0			

備考 号給数別内訳は、標準的な基準により算出したもの

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有
前 年 度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.400)	有
一般会計の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有

備考 () 内は、再任用職員の支給率

(6) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時 特別昇給
支 給 率 等	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無
一般会計の制度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 別 措 置 2%～45%加算	無

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
特殊勤務手当	該当なし	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

記

地方自治法第96条第1項第13号に係る50万円以下の損害賠償額及び同項第12号の和解

専決第6号

損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年11月11日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

記

専決処分をした1件50万円以下の損害賠償額及び和解について

事件	相手方	損害賠償額	事故の概要
集団検診会場の扉が強風で閉じたことにより発生した検診受診者の転倒事故	市内 在住者	213,190円	事故発生年月日 令和5年7月12日 事故の発生場所 糸魚川市上刈四丁目地内 負傷の状況 右橈骨遠位端骨折（右手首） 和解年月日 令和7年11月11日